公益社団法人日本トライアスロン連合　競技規則

1994年５月１日制定
1995年５月１日改正
1999年５月１日改正
2006年２月１日改正
2016年６月２０日修正案

目　　次

第１章　総　　則
第１条　目的……
第２条　競技規則の基本的理念……
第３条　定義……
第４条　規則の適用……
第５条　国際競技団体との関係……
第６条　規則の補足……

第２章　競技者規範
第７条　基本精神……
第８条　協力と理解……
第９条　安全管理……
第10条　大会期間中の言動……
第11条　交通ルールの遵守……

第３章　競技者の資格等
第12条　ドーピング……
第13条　大会出場資格……
第14条　国外の大会への出場……
第15条　未成年者の大会出場……
第16条　大会出場資格の譲渡の禁止……
第17条　誓約書の提出……
第18条　身分証明書の提示……
第19条　大会保険……
第20条　応援活動……

第４章　大　　会
第21条　競技部門の設定……
第22条　表彰……

第５章　競技共通事項
第23条　コース等の把握……

第 24 条　コース離脱と復帰……
第 25 条　逆走・停滞の禁止……
第 26 条　指示・注意……
第 27 条　個人的援助の禁止……
第 28 条　交通ルールの遵守と安全確保……
第 29 条　優先進路……
第 30 条　時間の厳守……
第 31 条　レースウェア……
第 32 条　レースウェアへの表示……
第 37 条　レースナンバー……
第 38 条　レースナンバー取付けに関する特例……
第 39 条　ボディマーキング……
第 40 条　競技用具の安全管理……
第 41 条　使用禁止用具……
第 42 条　使用条件付き競技用具……
第 43 条　新技術を用いた競技用具……
第 44 条　競技用具の検査……

第 6 章　競技共通事項

第 45 条　貸与品……
第 46 条　計測される時間……
第 47 条　競技の一時停止……
第 48 条　競技の中止・棄権……
第 49 条　制限時間……
第 50 条　エイドステーションでの補給……
第 51 条　同伴フィニッシュ……

第 7 章　罰　　則

第 52 条　罰則の適用……
第 53 条　罰則の種類……
第 54 条　警告……
第 55 条　警告の手順……
第 56 条　ストップ・アンド・ゴー及びタイムペナルティ……
第 57 条　ストップ・アンド・ゴーの手順……
第 58 条　タイムペナルティの手順……
第 59 条　失格……
第 60 条　失格の手順……
第 61 条　資格停止……
第 62 条　追放……

第８章　テクニカルオフィシャル
第63条　テクニカルオフィシャル……
第64条　審議委員会……

第９章　抗　　議
第65条　抗議……
第66条　制限事項……
第67条　抗議の手続……
第68条　抗議の期限……

第10章　上　　訴
第69条　上訴……
第70条　制限事項……
第71条　上訴手続……
第72条　上訴申立書……
第73条　預託金……
第74条　上部団体への上訴……

第11章　仲　　裁
第75条　仲裁……

附　　則
ＩＴＵ（International Triathlon Union）競技規範・競技実施ルール抜粋
エイジグループのユニフォーム規則
誓約書の内容例……72

第１章　総　則

公益社団法人日本トライアスロン連合定款第４条第５号の規定に基づき競技規則を制定する。
本規則は、国際トライスロン連合（以降、「ITU」と言う。）の国際統一ルールの適用とする方針にするという、JTU 理事会の承認により、適用する。なお、国内関係団体との関連がある国内大会用に、従来からの JTU 規則を適用するものとする。

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この規則は、トライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、ウインター・トライアスロン及びこれらの関連複合競技（以下、これらを総称して「トライアスロン」という。）の実施において、必要な事項及び競技者の権利・義務に関する事項について規定することにより、公平かつ安全に実施するための競技環境を整えるとともに、誰もがトライアスロンをはじめとするスポーツを謳歌することができるようにすることを目的とする。

（競技規則の基本的理念）

第２条　競技者は、一人の社会人である。従って、この規則のほかに、道路交通法などの国内法規、各所轄機関並びに団体の規則、道徳及びマナーを理解し、遵守（じゅんしゅ）するとともに、第２章に掲げる競技者規範の精神を尊重するものである。

２　トライアスロンをはじめとするスポーツの普及・振興や大会の発展を促し、よりよい競技環境づくりのために、自由闊達な意見交換を行うものとする。

（定義）

第３条　この規則に関する規定の解釈については、他に定めがある場合を除くほか、次の定義に従うものとする。

①　「トライアスロン」とは、スイム（水泳）、バイク（自転車）、ラン（ランニング）の順に行う複合競技（異なる種目を連続して行い総所要時間を競う競技をいい、「マルチスポーツ」ともいう。以下同じ。）をいう。

②　「デュアスロン」とは、第１ラン、バイク、第２ランの順に行う複合競技をいう。

③　「アクアスロン」とはスイム、ランの順に、又は第１ラン、スイム、第２ランの順に行う複合競技をいう。

④　「ウインター・トライアスロン」とは、ラン、マウンテンバイク、クロスカントリースキーの順に行う複合競技をいう。

⑤　「関連複合競技」とは、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具を変更して行う複合競技であり、以下のとおりとする。

(1)　インドア・トライアスロン
室内特設コースにおいて行うトライアスロン

(2)　模擬トライアスロン
プール、エルゴメーター、トレッドミルで行うトライアスロンの模擬競技

(3)　カヌー・トライアスロン
カヌー、バイク、ランの順に行う複合競技

(4)　マウンテンバイク・トライアスロン
マウンテンバイクを使用するトライアスロン

(5)　リレー・トライアスロン
スイム、バイク、ランをそれぞれの種目ごとに異なる競技者が行い、リレーを行うトライアスロン

(6)　トライアスロン駅伝
複数の競技者でチームを組み、それぞれのチームごとに一人の競技者がトライアスロンを行って同チームの次の競技者に受け継ぎ、総所要時間を競う競技

(7)　その他関連複合競技
(1)から(7)に掲げる関連複合競技のほか、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具を変更して行う複合競技

⑥　「大会」とは、トライアスロン等の競技会をいう。

⑦　「大会スタッフ」とは、大会役員、運営スタッフ、審判員、ボランティアなど大会にかかわるスタッフの総称をいう。

⑧　「大会期間」とは、会場における選手受付開始の日など大会公式

行事が始まる日から始まり、大会終了の日又は表彰式・閉会式など大会公式行事が終了する日までのいずれか遅い方の日までの期間をいう。

⑨　「大会規程」とは、大会の開催、出場資格、その他大会出場に関する諸条件の規定をいう。

⑩　「公式大会」とはＪＴＵ又は加盟団体が公式大会と認めた大会をいう。

⑪　「ＩＴＵ公認大会」とは、世界選手権、ワールドカップ、ＩＴＵイベント大会をいう。

２　前項第１号から第５号に定める複合競技は、競技形態や競技を行う際の環境などの制約により、種目変更のためのインターバルを設けることができる。

（規則の適用）

第４条　この規則は、国内で開催される大会において適用される。

２　練習中など大会期間以外であっても、この規則の規定を尊重し、守るものとする。

（国際競技団体との関係）

第５条　この規則は、ＩＴＵ競技規則（Competition Rules）に準拠し、制定される。

２　ＩＴＵ競技規則の改定があったときは、これを準用する。

〔参考〕ITU ホームページ http://www.triathlon.org/

（規則の補足）

第６条　大会固有の環境、又は条件を補足するため、必要に応じ、この規則を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。

２　ローカルルールは、競技開始前に競技者へ通知しなければならない。

３　この規則及びローカルルールに規定されていない事案が生じた場合は、トライアスロン等に関連する種目の競技団体の規則を準用する。

第２章　競技者規範

（基本精神）

第７条　競技者は、次の各号に掲げる基本精神を尊重する。

①　スポーツマン精神とフェアプレイの精神により競技を行うこと

②　日ごろの鍛錬により競技力の向上と体力の増進をめざすこと。

③　競技者一人一人がこの規則を守り、違反を行ってしまったときは自ら申告する精神を培うこと。

④　スポーツ活動を通じて社会人としての健全な精神の育成をめざすこと。

⑤　勝利を至上とすることなく、主義主張を越えて理解しあい、友好を結ぶこと。

⑥　トライアスロン等に対する、スポーツとしての品格と社会認識を高めること。

（協力と理解）

第８条　競技者は、トライアスロンをはじめとするスポーツの総合的な発展のために、次の各号に掲げる事項について理解し、協力することが求められる。

①　競技者の保護と育成を目的とする競技団体の活動

②　性別、年齢を問わず、生涯にわたってスポーツを謳歌できるよう

にするための環境づくり

（安全管理）

第９条　競技者は、競技上の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

①　自らの安全に責任をもち、競技を行うこと。

②　他の競技者の安全に配慮すること。

③　コース及びその周辺に存在するすべての人及びものに対して安全の配慮をすること。

④　自らの競技能力、体調、経験及び周辺状況や環境に応じ、的確な判断をもって競技すること。

（大会期間中の言動）

第 10 条　競技者は、大会期間中、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

①　社会人として責任ある言動に心がけること。

②　身だしなみを整え、大会公式行事には節度ある態度で臨むこと。

③　道路交通法などの国内法規を守ること。

④　大会会場付近の住民の方への感謝の気持ちを持つこと。

（交通ルールの遵守）

第 11 条　競技者は、練習中又は大会会場への移動中であっても、道路交通法をはじめとする交通ルールを守り、特にバイクに乗車するときは次の各号に掲げる事項を守るものとする。

①　ヘルメットをかぶること。

②　キープレフト（道路の左端を走ること）を守ること。

③　周囲への注意を怠らないこと。

④　併走を行わないこと。

⑤　安全な車間距離を保つこと。

⑥　信号を守ること。

⑦　歩行者を優先すること。

⑧　他の車両に注意すること。

第 3 章　競技者の資格等

（ドーピング）

第 12 条　ドーピング行為は禁止する。

２　禁止物質、禁止方法及び検査方法などアンチ・ドーピングに関する規定は、ＩＴＵアンチ・ドーピング規則（ITU Anti-Doping Rules）及び世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の定める世界アンチ・ドーピング規定（The World Anti-Doping Code）による。

〔参考〕ITU ホームページ　http://www.triathlon.org/

WADA ホームページ　http://www.wada-ama.org/

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ホームページ

http://www.anti-doping.or.jp/

（大会出場資格）

第 13 条　大会に出場するときは、大会規程の出場資格を満たさなければならない。

２　ＪＴＵ公式大会への出場はＪＴＵの登録会員でなければならない。

３　外国籍の競技者は、所属国の競技団体から登録選手資格と出場許可証明書を得てＪＴＵに提出

することによりＪＴＵ公式大会に出場できる。ただし、日本に６ヶ月以上居住し、ＪＴＵの登録会員となっている場合は、これらの書類の提出を要さない。また、自国で出場停止中の外国籍選手はいかなる競技大会にも出場することができない。

（国外の大会への出場）

第 14 条　国外で開催される大会に日本を代表して出場する場合は、所属する加盟団体を通じてＪＴＵから資格証明書の発行を受けることとする。

２　日本を代表しないで国外で開催される大会に出場する場合であっても、大会主催者から大会に出場する資格証明を求められたときは前項に準ずる。

３　前２項の資格証明書は、大会が開催される国の競技団体により承認された大会にのみ発行される。

（未成年者の大会出場）

第 15 条　大会当日において未成年者の大会出場には、法定代理人（保護者など）による同意を必要とする。

（大会出場資格の譲渡の禁止）

第 16 条　大会出場資格を他の競技者に譲渡することは禁止する。同様に、他の競技者から譲渡された出場資格で大会に出場することも禁止する。

（誓約書の提出）

第 17 条　大会規程に定めがある場合は、大会出場に対する誓約書を提出しなければならない。

２　前項の誓約書には提出する日の日付を付すものとし、かつ、競技者本人による署名又は捺印を必要とする。

３　大会当日において未成年者の大会出場には、前項の署名のほか、保護者による署名又は捺印を必要とする。

（身分証明書の提示）

第 18 条　大会出場にあたっては、写真付きの身分証明書を提示するものとする。

（大会保険）

第 19 条　競技者は、大会主催者が契約している保険の内容を十分理解し、了承した上で大会に出場するものとする。

２　大会主催者が契約している保険以外については、競技者本人が対応するものとする。

（応援活動）

第 20 条　競技者は、その競技者個人に対する応援者が、この規則に反する応援又は支援を行わないよう配慮しなければならない。

２　ＪＴＵ公式大会においては、競技者の応援旗、スポンサー表示旗又はこれに類するものを使用する場合、事前に大会主催者の承認を受けるものとする。

３　ＪＴＵ公式大会以外の大会であっても、競技者の応援旗、スポンサー表示旗又はこれに類するものの使用は、大会スポンサーに配慮しなければならない。

第４章　大　　会

（競技部門の設定）

第 21 条　大会規程により、年齢に応じた競技部門を男女平等に設けるものとする。

２　選手権大会の部門は、男女別のエリート部門と男女別年代別のエイジグループ別選手権部門と

する。
3　前項のエイジグループ選手権部門は、大会が開催される年の12月31日現在の年齢を基準とし、５歳ごとに区分する。
4　選手権大会以外の大会であっても、前３項の規定に準じ、エリート部門とエイジグループ部門を設けることが望ましい。
5　前項のエイジグループ部門は、参加者の人数に応じて区分を統合することができる。
6　ジュニア部門の区分は男女別に次の表のとおりとする。

区分	対象
ジュニア（小学生低学年部門）	大会当日において小学校１年生から３年生の者
ジュニア（小学生高学年部門）	大会当日において小学校４年生から６年生の者
ジュニア（中学生部門）	大会当日において中学生の者
ジュニア（高校生部門）	大会当日において高等学校、高等学校に準ずる学校又は高等専門学校の第１学年から第３学年に在籍し、かつ、大会が開催される年度（毎年４月１日に始まり３月31日に終わるものとする）において満16歳から満18歳となる者
ITUジュニア部門	大会が開催される年の12月31日現在の年齢が、満16歳以上満19歳以下（中学生を除く）の者

7　アンダー２３部門（Ｕ２３部門）は、大会が開催される年の12月31日現在の年齢が、18歳以上23歳以下の者によるものとする。
（表彰）
第22条　表彰及び賞品の授与は男女平等に行わなければならない。
2　エリート部門及びエイジグループ部門それぞれの区分ごとに上位３名にメダル、トロフィー又は盾を与え栄誉を称えるものとする。ただし、小学生及び中学生の部門については学年ごと、高校生の部門については大会が開催される年度に迎える満年齢ごとに表彰するものとする。
3　団体競技は上位３チームを表彰するものとする。
4　トライアスロンの発展に関し特に顕著な貢献が認められた競技者には特別表彰を行うものとする。

第５章　競技共通事項

（コース等の把握）
第23条　競技者は、コース及び競技環境を事前に把握し、自らの責務でコースを確認し、競技を行うものとする。
（コース離脱と復帰）
第24条　コースを離脱したときは、離脱した地点に戻って競技を再開するものとする。
（逆走・停滞の禁止）

第 25 条　正当な理由がある場合を除くほか、コースの逆走及びコース上で停滞をしてはならない。
（指示・注意）
第 26 条　競技者は、大会スタッフ及び警察官の指示に従い、自ら安全を確認しながら競技を行わなければならない。
２　大会スタッフは、次の各号に掲げる事項について、競技者に注意を与えることができる。
①　ルール違反が起こることが予想されるときであって、違反をする前に改善を求めるとき。
②　安全確保のため競技者に指示を与える必要があるとき。
③　軽微なマナー違反やモラル欠如に対して改善を求める必要があるとき。
３　競技者は、注意が与えられたときは速やかに大会スタッフの指示に従わなければならない。
（個人的援助の禁止）
第 27 条　大会主催者の提供する支援（エイドステーションなど）又は大会主催者から許可を受けた支援以外の援助、助力及び支援（以下これらを総称して「個人的援助」という。）を受けること及び与えることを禁止する。
２　前項の規定にかかわらず、事故など緊急時における救護や安全確保への協力は個人的援助とみなさない。
３　応援者又はコーチが特定の競技者と伴走又は追走することは個人的援助とみなす。
４　応援者又はコーチが、拡声器を使って特定の競技者に対し応援、指示又は他の競技者との時間差を伝えることは個人的援助とみなす。
５　第８章第３節に定めるドラフティングレースを除き、競技者が意図的に他競技者のペースメーカーとなることは個人的援助とみなす。
６　選手間での支援(飲み水のシェアなど)は可能である。ただし、競技継続ができない用具の貸し借り(ホイールなど)は禁止とする。
（交通ルールの遵守と安全確保）
第 28 条　競技者は、競技中であっても道路交通法をはじめとする交通ルールを守り、次の各号に掲げる事項について注意して安全を確保しながら競技を行わなければならない。
①　交通規制の状況を理解し、これに応じて競技を行うこと。
②　バイク及びランではキープレフトを保ち、車両に注意して競技を行うこと。
③　観客や通行人のコース横断に注意して競技を行うこと。
④　緊急車両の通過があるときは、左端に寄って徐行又は停止して進路を譲ること。
⑤　交通規制されている場合を除き交通標識を守ること。ただし、別に指示がある場合はこれによる。
（優先進路）
第 29 条　競技者は、他の競技者の優先進路（競技を実施するにあたり想定される進路をいう。以下同じ。）を速やかに判断し、競技のスムーズな流れを確保するよう努めなければならない。
２　他の競技者の優先進路を妨害する行為（以下「ブロッキング」という。）をしてはならない。
（時間の厳守）
第 30 条　大会規程による選手受付、競技説明会、ボディナンバーの記入、スタート地点への集合、その他公式催事（以下、これらを総称し「大会プログラム」という。）は決められた時間を守ら

なければならない。
２　大会プログラムに出席できない場合、又は遅れて出席する場合は、あらかじめ書面で申請し、書面により許可を得なければならない。ただし、緊急な事由により書面で申請できない場合は、電話等で大会本部に連絡し、正当と判断され、かつ、運営上の対応が可能なときに限り、あらかじめ書面で申請することを免除される。
３　競技のスタート時間を遅れて大会に出場することはできない。
（レースウェア）
第 31 条　競技の際に着用するレースウェアは、機能性、安全性に優れ、競技にふさわしいものを使用するものとする。
２　仮装すること及び公序良俗に反するレースウェアは使用してはならない。ただし、大会規程により仮装を認める場合は、競技に著しい支障をきたすもの及び公序良俗に反するものを除き仮装することができる。
３　スイムではスイムウェア、またはトライウェアを着用するものとする。
４　バイク及びランでは上半身及び下半身ともレースウェアをしっかりと着用しなければならない。レースウェアがまくれ上がった状態で競技をすることはできない。
５　トライウェアを着用する場合、上半身の前開きは禁止とする。背面にジッパーがあるものは、40 ㎝以下の長さとする。ただし、ミドルやロングディスタンスの大会では本規定は適用しない。
（レースウェアへの表示）
第 32 条　ウェアへの文字及びロゴの表示は、別にこの規則又は大会規程に規定がある場合を除き表示できる。ただし、レースナンバーを容易に確認できなくするようなものであってはならない。
（レースナンバー）
第 37 条　レースナンバーは指定位置に正しく取り付けなければならない。
２　大会規程に指定位置の指示がない場合は、バイク競技においては背面に、ランにおいては正面に、バイク及びランで共通のレースウェアを使用する場合は前後に取り付けるものとする。
３　レースナンバーは加工（小さく切ったり、穴を開けたり、折り曲げたり、書き込みを加えたりすること。）を施さず使用しなければならない。
４　レースナンバーの取付けは、四隅を確実に留めるものとする。安全ピンを使用するほか、外周をしっかりと縫い付けても良い。
５　レースナンバーは、競技中、常に全面が見えるようにしなければならない。
６　ナンバーベルトは、前項を満たすことを条件に使用できる。ただし、ベルトが腰より極端に下がらないよう留意しなければならない。
７　ナンバーベルトを使用する場合、1 枚のレースナンバーをバイクのときには背面に、ランのときは正面に回して使用することができる。ただし、大会規程により別に指示がある場合はこれによる。
（レースナンバー取付けに関する特例）
第 38 条　大会規程において第３３条第４号の規定に準じ競技者の姓をプリントしている場合に限り、バイク競技においてレースナンバーのレースウェアへの着用を省略することができる。
（ボディマーキング）
第 39 条　大会規程による指示に従ってボディマーキングを受けるものとする。
２　指定されたナンバー以外を身体に書き込むことは禁止する。

３　指定又は許可されたシール以外のものを身体に貼り付けることは禁止する。

（競技用具の安全管理）

第 40 条　競技用具は、製作メーカー指定の取扱方法を守って使用するものとする。

２　競技用具の整備は、競技者自らの責任で行い、常に整備された状態で使用するものとする。

３　競技中の転倒などで競技用具に損傷を受けたときは、競技者自ら適切な処置を行うものとする。ただし、処置を行った場合であっても、危険が予測されるときは競技を中止するものとする。

（使用禁止用具）

第 41 条　次に掲げる用具の使用は禁止する。

①　危険を生じさせるおそれがある用具（ガラス製品、ヘッドフォン等）及び装飾品

②無線機、携帯電話、ナビゲーター等の通信機器。ただし、大会規程において緊急時の使用が認められている場合を除く。

（使用条件付き競技用具）

第 42 条　ワセリン、オイル類、保湿クリーム及び日焼け止めなどは、無色のものに限り使用できる。ただし、ボディマーキングを受ける前に使用してはならない。

２　スプレー類は、他の競技者に影響を与えないように使用するものとする。

３　ウォーターバッグは、レースナンバーが隠れないように使用しなければならない。

４　ベルトタイプの冷却材は、頭部と首にそれぞれ１個を使用できる。ただし、見苦しくないこと及びフィニッシュの手前で取り外すことを条件に複数個使用することができる。

（新技術を用いた競技用具）

第 43 条　新技術又は革新的な技術を用いた競技用具は、事前に許可を受けなければ大会で使用することはできない。

（競技用具の検査）

第 44 条　大会規程に定めがある場合は、指定された競技用具の検査を受けなければならない。ただし、この検査は、この規則に適合しているかどうかを確認するものであり、競技用具の安全性を保障するものではない。

２　前項の検査を受けた後に、競技用具の変更及び改造することはできない。ただし、変更又は変更予定のある競技用具も同時に検査を受けた場合は変更できる。

３　大会当日、競技用具の故障又は天候の急変により検査を受けた競技用具が使用できない場合は、審判長の許可を受けて変更することができる。

４　大会規程により指定のあった検査のほか、大会スタッフから指示があったときは、事前検査の有無に関わらずいつでも検査に応じなければならない。

第 6 章　競技共通事項

（貸与品）

第 45 条　タイミングベルト（計測器具）などの貸与品は指示に従って使用し、競技終了後は返却しなければならない。

（計測される時間）

第 46 条　トライアスロン等の記録として計測される時間は、スタートからフィニッシュまでに要した時間とし、トランジションエリアにおいて次の種目に移行する時間も含まれる。ただし、大

会規程により、種目変更のためのインターバルが設けられる場合は、種目変更のための時間は計測される時間に含まれない。

（競技の一時停止）

第 47 条　競技者は、危険回避、体調保全又は競技用具の整備のために、競技を一時的に停止することができる。この場合において、一時停止している時間は計測される時間に加算される。

（競技の中止・棄権）

第 48 条　大会スタッフは、競技者が過度の疲労、競技力不足又は事故等により競技の続行に支障があると判断したときは、競技者に対し、競技の中止を指示することができる。

２　大会スタッフに競技の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。

３　競技者は、競技続行に不安があると感じたときは、自らの意思で競技を棄権するものとする。

４　競技の棄権したときは、大会本部にその旨申告しなければならない。この場合の申告方法は、大会規程又は大会スタッフの指示による。

（制限時間）

第 49 条　制限時間内に各種目のフィニッシュライン又は指定箇所（関門）を通過できなかった場合は、競技を中止しなければならない。ただし、運営上の問題がないと判断された場合に限り競技の続行が許可されることがある。

２　制限時間内に完走できなかった場合の記録は未完走（略称:DNF）とする。

（エイドステーションでの補給）

第 50 条　エイドステーション付近では、安全な速度まで減速し、周囲に十分注意して補給を受けるものとする。

（同伴フィニッシュ）

第 51 条　競技者以外の者がコース内に入り同伴フィニッシュをすることを禁止する。ただし、選手権部門以外において、次の各号が満たされ、かつ、所轄競技団体が認めた場合に限り、同伴フィニッシュを許可する。

①　事前に同伴フィニッシュを許可する旨の公表がされていること。

②　他の競技者へ影響を与えない範囲内であること。

③　大会スタッフの指示に従うこと。

２　競技者は、自主的な判断により、同伴フィニッシュが大会の運営に支障を来たさないよう、状況に応じたスムーズな競技運営に協力するものとする。

３　事前に設定された「同伴者用ゲート（フィニッシュラインから 50m以内に設置されることを基準とする。）」から大会スタッフの指示に従い、コースに入るものとする。

４　複数の競技者が競い合っているときは、コースに入ることが制限されることがある。

５　同伴者がコース内に持ち込むことができる旗などは最小限のものとする。

６　大会に出場した競技者の同伴フィニッシュは、レースナンバー及び計測チップなどをはずして行わなければならない。

７　同伴フィニッシュの際に、飲食物の提供を受けることは禁止する。

第 7 章　罰　　則

（罰則の適用）

第 52 条 この規則の適正な運用を担保するため、この規則に違反し、又はこの規則に基づく大会ス

タッフの指示に従わない競技者には、違反の程度に応じて罰則が科せられる。
２　違反の情状に酌量すべきものがあるときは、その罰則を減免することができる。
３　罰則の適用は審判長又は審判員によって宣告される。 ただし、その最終決定権限及び責任は審判長が負う。
４　罰則が適用されたときは、公式掲示板及び結果（リザルト）にその旨掲示される。
５　審判長は、罰則の適用を行ったときは遅滞なく加盟団体を通じＪＴＵに報告しなければならない。
６　すべての罰則の適用に際し、事前に注意が与えられることを条件としない。
７　競技者は、この規則に基づくことなく、いかなる罰則も科せられない。ただし、大会規程により事前に示される場合はそれによる。

（罰則の種類）

第 53 条　罰則の種類は、警告、ストップ・アンド・ゴー、タイムペナルティ、失格、資格停止及び追放とする。
２　罰則の軽重は、前条の順に軽い罰から重い罰とする。

（警告）

第 54 条　警告は、違反によって競技上の大きなアドバンテージ又は順位の変動が得られない行為及び言動であって、タイムペナルティ以上の重い罰則を適用することが適当でない違反に対して科せられる。

（警告の手順）

第 55 条　警告を科す必要がある違反が認めたられときは、審判員からその違反を行った競技者のレースナンバーを告げられるとともに、イエローカード、ホイッスル又はホーンなどを用い違反行為があったことを示されるものとする。ただし、これらが行われることを必須条件としない。
２　警告は、違反の内容の説明及びその改善を求めるものとする。
３　警告を受けた競技者は、前項による改善に応じることにより、より重い罰則を適用されない。

（ストップ・アンド・ゴー及びタイムペナルティ）

第 56 条　ストップ・アンド・ゴー及びタイムペナルティは、違反によって競技上の大きなアドバンテージ若しくは順位の変動が得られる行為（可能性がある行為を含む。）、危険行為及び重大なマナー違反に対し、一つの違反ごとに、状況に応じ、いずれかが科せられる。
２　一つの大会において、前項に掲げる違反行為等が複数回繰り返された場合においては、より重い罰則が科されることがある。

（ストップ・アンド・ゴーの手順）

第 57 条　ストップ・アンド・ゴーは、競技者の軽度な違反を是正するために審判員が行う。
２　審判員はイエローカードを掲げ、選手にストップ・アンド・ゴーを科す。
３　前項に掲げる宣告があった競技者は、周囲の安全に注意しながら速やかにコースの左端又は競技に支障を来たさない場所に寄って一旦停止し、審判員の指示に従って競技を再開しなければならない。この場合において要した時間は、競技の時間に加算される。

（タイムペナルティの手順）

第 58 条　タイムペナルティを科す必要がある違反が認められたときは、審判員からその違反を行った競技者のレースナンバーを告げられるとともに、イエローカード、ホイッスル又はホーンなどを用い違反行為があったことを示されるものとする。ただし、これらが行われることを必須条

件としない。

（失格）

第 59 条　失格は、故意によって行われた悪質な違反及び重大なマナー違反に対して科せられる。

（失格の手順）

第 60 条　失格を科す必要がある違反が認めたときは、審判員からその違反を行った競技者のレースナンバーが告げられるとともに、レッドーカード、赤旗、ホイッスル又はホーンなどを用い違反行為があったことを示されるものとする。ただし、これらが行われることを必須条件としない。

２　競技中に失格の宣告を受けた競技者は、周囲の安全に注意しながら速やかにコースの左端又は競技に支障を来たさない場所に寄って競技を停止して審判員の指示に従わなければならない。

３　失格の宣告を受けた場合であっても、審判員の指示に従って競技を再開し、競技終了後に審判長の裁定を受けることができる。ただし、当該競技者が競技を再開することにより大会運営に支障を来たすと審判員が認めたときは競技を再開することができない。

４　失格の裁定は、競技終了後、審判長により失格の裁定が出されるまで確定しない。ただし、当該違反に対して上訴が行われた場合は、上訴委員会の裁定が出されるまで確定しない。

（資格停止）

第 61 条　失格に相当する違反を繰り返し行ったとき及びドーピング違反を行ったときは、３ヶ月以上４年以内の資格停止を科せられる。

２　資格停止期間中はＩＴＵ、ＪＴＵ及び加盟団体の公式大会に出場することはできない。

３　資格停止の期間はＪＴＵ理事会において決定される。

（追放）

第 62 条　次の各号に掲げる行為を行ったときは追放とする。

①　ドーピング違反を行ったとき。

②　暴行など極めて悪質な行為を行ったとき。

２　追放された者はＩＴＵ、ＪＴＵ及び加盟団体の公式大会に出場することができない。

３　追放はＪＴＵ総会において決定される。

４　追放後の復権はＪＴＵ総会において決定される。

第 8 章　テクニカルオフィシャル

（テクニカルオフィシャル）

第 63 条　テクニカルオフィシャルは、この規則に則って大会を運営する義務を負う。

２　大会においては次に掲げるテクニカルオフィシャルを置くものとする。

①　技術代表（テクニカル・デリゲート（略称：ＴＤ））
この規則及びその他競技の実施に関する規則に則って大会が開催されていることを保証する責務を負う。

②　審判長（レース・レフェリー（略称：ＲＲ））
審判員を指揮し、この規則に対する違反の最終的な判定を行う権限を有する。

③　チーフ・テクニカルオフィシャル（略称：ＣＴＯ）
審判員の職務の割当及び監督を行う。

④　審判員（テクニカルオフィシャル）

競技エリアに配置され、与えられた権限の下にこの規則に則って
大会を運営する責務を負う。

⑤　審議委員会
抗議に対する裁定を行う。

３　審判長、チーフ・テクニカルオフィシャル及び審判員は、ＪＴＵ公認審判員の認定を受けており、かつ、その認定が有効な者以外がその職務に従事することはできない。

（審議委員会）

第 64 条　審議委員会は以下の３人が当たる。ただし、ＩＴＵ主催大会においてはＩＴＵの規定による。

①　ＪＴＵ主催大会においては、ＪＴＵ理事、それ以外の大会においては所轄加盟団体の理事

②　主催者代表

③　技術代表

２　前項に掲げる者が審議委員となることが困難な場合は、ＪＴＵ主催大会においてはＪＴＵ理事会、その他の場合においては所轄加盟団体の理事会の承認を得て他の者が審議委員となることができる。ただし審判長が審議委員となることはできない。

第 9 章　抗　　議

（抗議）

第 65 条　審判長の判定、競技環境及び他の競技者並びに大会スタッフの言動に不服があるときは抗議をすることができる。

２　自らの言動がこの規則に違反していると認めた場合、自己申告することを推奨する。

（制限事項）

第 66 条　次の各号に掲げる判定に対する抗議は受け入れられない。

①　ドラフティング

②　ブロッキング

③　暴言などスポーツマン精神に反する言動

（抗議の手続）

第 67 条　抗議の申請は競技者本人又は代理人が審議委員会に対して行う。

２　抗議は口頭で行うことができる。ただし、審議委員会が特に必要と認めた場合は書面により抗議を行うものとする。

３　抗議を受理したときは、できる限り速やかに抗議内容を審議委員会で協議し、裁定を行う。ただし、速やかに裁定を行うことが困難な場合は裁定が遅延する旨回答することを可とする。

４　審議委員会は、必要に応じ抗議内容に関係する者に対し事情聴取を行うことができる。

（抗議の期限）

第 68 条　抗議は、次の各号に掲げる期限までに行わなければならない。

①　コースに関する抗議：競技開始２４時間前まで。ただし、安全確保に関する抗議はこの限りでない。

②　競技中に審判員から受けた判定若しくは言動又は他の競技者の言動に対する抗議：抗議者のフィニッシュ後５分以内に審判長に行う。この時間内に抗議が開始された場合は 15 分まで

延長される。

③　他の競技者の競技用具に関する抗議：抗議者のフィニッシュ後５分以内に審判長に行う。この時間内に抗議が開始された場合は、15 分まで延長される。

④　審判長や審議委員会の裁定が反映されていない記録ミスに係る抗議は、競技終了後 30 日以内に大会事務局へ行う。

第 10 章　上　　訴

（上訴）

第 69 条　競技者又は審判長は、審議委員会の裁定に不服があるときは上訴をすることができる。

（制限事項）

第 70 条　次の各号に掲げる判定に対する上訴は受け入れられない。

①　ドラフティング

②　ブロッキング

③　暴言などスポーツマン精神に反する言動

（上訴手続）

第 71 条　上訴の申請は、裁定のあった日から 14 日以内に、競技者本人若しくは代理人又は審判長が、預託金を添えて上訴申立書を、ＪＴＵ主催大会にあってはＪＴＵ理事会に、その他の大会にあっては所轄加盟団体に対し提出することによって行う。ただしＩＴＵ主催大会にあってはＩＴＵの規則による。

２　上訴委員会は、前項の申請を受けたＪＴＵ又は加盟団体の理事会の中から選出された理事若干名によって構成する。

３　上訴委員会は、上訴内容が合理的であると認めた場合は聴聞を開催する。

４　聴聞の開催日時は事前に発表される。

５　聴聞は非公開とする。

６　当事者は、自ら事実関係を証明しなければならない。

７　当事者の一方又は双方が、正当な理由なく欠席した場合には、欠席のまま聴聞を開催することができる。ただし、当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理を結審することはできない。

８　当事者の一方が欠席した場合には、出席した当事者の主張と立証に基づいて審理を進めることができる。

９　聴聞は当事者及び代理人のほか、証人及び参考人等、上訴委員会が必要と認める者のみが参加できる。

１０　裁定は上訴委員会の過半数をもって決定する。

（上訴申立書）

第 72 条　上訴申立書は次に掲げる項目について記載したものを提出する。ただし、上訴申立書に記載することが困難又は不合理なものについては当該項目を省略することができる。

①　上訴申立人の氏名（署名又は捺印）、レースナンバー（上訴申立人が審判長の場合はその旨記載）、住所、電話番号

②　代理人を置く場合は、代理人の氏名（署名又は捺印）、住所、電話番号

③　違反の概要及び根拠条文

④　違反の対象となる競技者及びレースナンバー
⑤　現場の目撃者名及び連絡先
⑥　その他、上訴内容を説明するために必要な事項

（預託金）

第 73 条　預託金は５千円とする。

２　上訴委員会によって上訴内容が合理的であると認められた場合、預託金は返還される。

３　上訴委員会によって上訴内容が合理的でないと認められた場合、預託金は没収される。この場合においては、理由を付して上訴申立人に回答しなければならない。

（上部団体への上訴）

第 74 条　所轄加盟団体における上訴委員会の裁定に不服があるときはＪＴＵ理事会に上訴することができる。

２　前項の上訴手続等は第 71 条から 73 条の規定を準用する。

第 11 章　仲　　裁

（仲裁）

第 75 条　ＪＴＵ及び加盟団体が開催した大会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附　　則

１　この規則は、1994 年５月１日より施行する。

〔参考資料〕

ＩＴＵ（International Triathlon Union）競技規範(翻訳抜粋)
[2016 年 6 月 1 日現在]

１．　スイム

１．１．　総則

a.）　選手は、水中で自身が推進するために任意の泳法を用いることができる。また選手は立ち泳ぎ又は浮かぶことができる。選手はスイム周回の開始時と周回の終わりに地面を蹴ることが許される。

b.）　選手は、所定のスイムコースに従わなければならない。

c.）　選手は水底に立ったり、ブイや静止ボートなどの動かない物体をつかんで休息してもよい。

d.）　緊急時に、選手は片腕を頭の上に挙げ、救助を呼ばなければならない。一度救助されたら競技に復帰できない。

１．２．　ウェットスーツの使用

a.）　ウェットスーツの使用可否は次表に従うものとする:

距離	禁止	義務
1500m まで	22.0℃ 以上	15.9℃ 以下
1501m 以上	24.6℃ 以上	15.9℃ 以下

b.）　水中での最長時間

距離	最長時間
300m まで	20 分
301m 以上　750m 以下 31℃ 未満	30 分
301m 以上　750m 以下 31℃ 以上	20 分
751m 以上 1500m 以下	1 時間 10 分
1501m 以上 3000m 以下	1 時間 40 分
3001m 以上 4000m 以下	2 時間 15 分

１．３．　距離修正

a.） スイム距離は次の表により短縮または中止とすることがある。

(*)		気温(℃)							
		15	14	13	12	11	10	9	8
水温(℃)	22	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5	18.0	17.5
	21	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5	18.0	17.5	17.0
	20	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0
	19	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5
	18	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0
	17	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
	16	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0
	15	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止
	14	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止
	13	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止	中止

元のスイム距離	水温						
	32.0ºC以上	31.9ºC～31.0ºC	30.9ºC～15.0℃	14.9℃～14.0℃	13.9℃～13.0℃	12.9℃～12.0℃	12.0ºC未満
750m	中止	750m	750m	750m	750m	750m	中止
1500m	中止	750m	1500m	1500m	1500m	750m	中止
3000m	中止	750m	3000m	3000m	1500m	750m	中止
4000m	中止	750m	4000m	3000m	1500m	750m	中止

注:上記の温度は、必ずしも最終決定に使用される水温ではない。水温が 22℃未満、気温が 15℃未満である場合、次表に従って、実際の水温に対して修正を行う。

b.） 強風、大雨、温度変化、潮流など気象条件により、TD とメディカルは、スイム距離やウェットスーツの使用可否を決定する。TD は、最終決定をスタート 1 時間前に行い、選手に明確に伝えなければならない。

c.） アクアスロン競技では、水温が 22℃未満であればスイム-ラン競技に変更する。

d.） 水温は大会のスタート 1 時間前に計測する。計測地点はスイムコースの中間点と他の 2 カ所で、水深は 60cm とする。最も低い測定温度を公式水温とする。

１．４． スタート手順

a.） 選手はあらかじめ決められたスタートウェーブの集合場所（プレスタートエリア）に集まる。

b.） 選手はスタートエリアに召集され、TO の指示に従いスタート位置をとる。

c.） 全選手が適切な位置についた後に「オン・ユア・マークス」と発声される。

d.） 発声の後に、スタートの合図としてホーンが鳴らされ選手は競技を開始する。

e.） 不正スタート:不正スタート（スタート合図の前に、数名の選手が前に動く）の場合、選手は自分が選択した位置に戻らなければならない。この場合、スタートラインＴＯがコントロールし、スタート手順を再度行う。

f.） フライングした選手がいても有効スタートとみなされる場合及び僅かな選手がフライングした場合は、レースが続行可能で、不正スタートＴＯが、スタートを有効であると決定できる。フライングした選手は、第 1 トランジションでレースの距離に応じたタイムペナルティ（スプリントディスタンスで 10 秒、オリンピックディスタンスで 15 秒、ミドル及びロングディスタンスで 30 秒）を受ける。

g.） 同様の手順は、他のマルチスポーツ競技大会で、スイムがランに代わった場合のスタートでも適用される。

h.） 自分の割り当てられたウェーブよりも早いウェーブで競技開始した選手は失格とされる。

i.） 自分の割り当てられたウェーブに遅れた選手はスタート T0 からスタート許可をもらう必要がある。但し、競技開始時刻は本来のウェーブの開始時刻とする。

１．５． スタート手順（インターバルスタート方式）

a.） 選手は時間通りにスタートラインに立つ責任がある。

b.） 全体のスタートを記録するためにビデオカメラが使用しなければならない。

c.） スタートＴＯは自分の時計をタイムキーパーの時計の時刻と合わせなければならない。

d.） スタートＴＯは、全ての選手に対して正しい時刻にスタートできる機会をあたえなければならない。スタート違反の詳細を記録する補助ＴＯはスターターの近くに位置しなければならない。審議委員が選手のスタート遅延が不可抗力かどうか決定するために、選手の実際のスタート時刻は電動及び手動計時され記録されなければならない。

e.） 選手はＴＯの指示に基づき、スタートエリアに召集され、スタート位置をとる。

f.） スタート時刻の 10 分前に、全ての選手はスタートエリアに準備しなければならない。

g.） スタート時刻の 5 分前に、選手はスタートエリア内の自分の位置をとる様に指示される。

h.） スタート時刻の 1 分前に、選手は入水するかスタートラインに近づく様に指示される。

i.） 全選手が適切な位置につくと、「スタート手順」が開始され、「オン・ユア・マークス」の発声がなされる。

j.） スタートの合図(ホーン音)がウェーブの正確なスタート時刻に鳴らされる。

k.） 「有効なスタート」において「フライングした選手」はスタートラインに戻されない。

l.） フライングをした選手は第 1 トランジションにてタイムペナルティを受ける。

m.） 「スタート手順」の開始前にスタートしたり、自分の割り当てられたウェーブより前にスタートしたら失格になる。

n.） 自分が割り当てられたウェーブに遅れた選手は、スタートＴＯからスタートする許可を受けねばならない。

o.） 選手のスタート時刻は自分が割り当てられたウェーブのスタート時刻であり、その選手のスタート時刻の調整は認められない。

１．６． スタート手順（ローリングスタート方式）

a.） このスタート方式は、大人数が参加するロングディスタンス競技において適切である。ロ

ングディスタンスでなくとも、ドラフティング禁止競技や選手が安全にスイムを開始できるための十分な空間がないスタート状況においてもこの方式を採用できる。

b.） この方式はエイジグループにおいてのみ適用可能である。

c.） 大人数同時スタートではない。

d.） スタートＴＯはいつでもスタート手順を中断できる。

e.） スタートＴＯはスタート時の突発事由に対応して、いかなる選手のスタート時刻を決定できる。

f.） もし選手に複数のスタート時刻が記録された場合、最も早い時刻のものが有効とされる。

１．７． 用具

a.） スイムキャップ

(1) 全選手は、スイム競技中、公式競技大会のスイムキャップを着用しなければならない。

(2) スイムキャップは、ITU または LOC が提供する。

(3) 選手が 2 つのキャップを着用することを選択した場合、公式キャップは外側にしなければならない。

(4) スイムキャップへのスポンサーロゴは、ITU/LOC が定めた以外は許可されない。

(5) 選手は、いかなる方法でもスイムキャップを変更することはできない。

(6) 公式スイムキャップの無着用、または公式スイムキャップの変造は、失格を含むペナルティの対象とする。

b.） トライスーツ

(1) 選手は、ウェットスーツ禁止のときは、承認されたトライスーツを着用しなければならない。選手が複数のトライスーツ着用を選択した場合、いずれも規定に準じていなければならない。また、外側のトライスーツは、ユニフォーム規則に準じていなければならず、競技中の全般にわたり脱ぐことはできない（除くミドル及びロングディスタンス大会)。

(2) トライスーツには、いかなるネオプレン（合成ゴム）の部分があってもならない。

(3) トライスーツにジッパーが付いている場合、背面に配置しなければならず（ミドル及びロングディスタンス競技を除く）40cm を超えてはいけない。

(4) ウェットスーツ使用禁止のときは、肩の下の腕の部分や膝下の脚部を衣服で覆うことを禁止する（2 章 8c の 3 に例示されたケースを除く)。

(5) プリントロゴは、許可されたスペースに配置できる。

c.） ウェットスーツ

(1) ウェットスーツはいずれの部分も厚さ 5mm を超えてはならない。ウェットスーツが 2 ピースの場合、重なる部分の厚さも 5mm の制限を超えてはならない。

(2) 選手にとって有利となるか、他の選手に危険を及ぼす推進器具の使用は禁止される。

(3) 最も外側の部分のウェットスーツは、スイム競技中、しっかりと選手の身体にフィットしなければならない。

(4) ウェットスーツは、顔、両手首から先および両足首から先を除き、体のどの部分をもカバーすることができる。

(5) ジッパーの長さに関して制限はない。

d.） 不正用具

(1)　選手は、以下の用具の使用や着用を禁じられている。

・人工推進用具
・浮遊用具
・手袋や靴下
・下半身だけのウェットスーツ
・着用禁止大会でのウェットスーツ
・承認なしのスイムスーツ
・シュノーケル
・公式レースナンバー(ウェットスーツ禁止スイムの場合)

２．　バイク（自転車）

２．１．　総則

a.）　選手は次の行為を行うことができない:

(1)　他の選手をブロックする。
(2)　上半身裸でのバイク競技。
(3)　バイクなしで前に進む。

b.）　危険行為

(1)　選手は審判員が別の指示をしない限り、大会開催当地の交通規則に従わなければならない。
(2)　安全上の理由のために、競技コースを離れる選手は、アドバンテージを得ることなく、競技コースに戻らなければならない。これにより、もしアドバンテージがあった場合は、トランジションエリアでタイムペナルティを受ける。

２．２．　用具

a.）　原則として、該当年の１月１日時点のＵＣＩ規則を、競技中、試走セッション、公式トレーニング中に適用する。

(1)　ＵＣＩロードレース規則を、トライアスロンやデュアスロンのドラフティング許可レースで適用する。
(2)　ＵＣＩタイムトライアルルールを、トライアスロンやデュアスロンのドラフティング禁止レースで適用する。

b.）　自転車は同径の 2 つの車輪を持つ人力で動く車両である。前輪はハンドル操作が可能であり、後輪はペダルとチェーンで構成されたシステムによって稼働するものである。自転車はバイクと表現し、次の特性を備えていなければならない。

ドラフティング禁止レースとエイジグループのドラフティング許可レースの場合:

・バイクは全長 185cm 以内、全幅 50cm 以内でなければならない。
・地面とチェーンホイル軸の中心が、24cm 以上、30cm 以内でなければならない。
・チェーンホイル軸を通る縦線と前輪軸の中心を通る縦線の間は、54cm 以上 65cm 以内でなければならない。
・サドルの最前面のポイントに触れる垂直線は、チェーンホイル

軸の中心を通る垂直線の前方に5cmを超えず、後方には15cm以内とする。選手は、競技中、これらのラインを越えてサドルを調整してはならない。

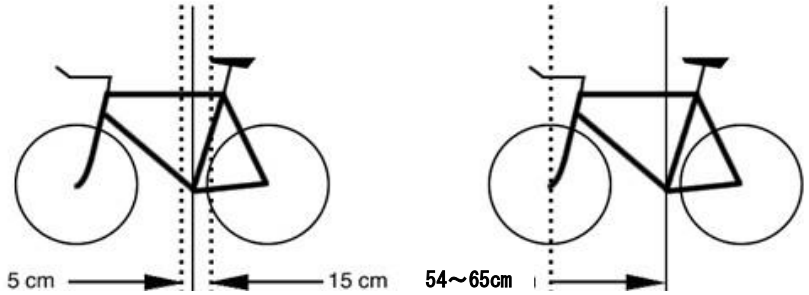

・バイクのフレームは伝統的形態、すなわち直管またはテーパー付チューブ(断面形状が円、楕円、偏平、涙滴形状等)を構成材として構成されていなければならない。ダウンチューブの無いダイヤモンド形状、またはトップチューブとダウンチューブの先端部分で接続されていない後三角で構成されたバイクは、容認される。

・非伝統的で通常ではないバイクまたは機材は、レース7日前までに、承認のためにITU技術委員会に詳細を提出しない限り、違法である。規定されているその他全てのITUルールの基準が満たされ、画像を含む機材の全詳細をITU技術委員会に提供しなければならない。承認されたかどうかの確認も含めて、以前に提出された機材の一覧はウェブサイトで入手可能である。承認のために提出するフォームはITUウェブサイトで入手可能である。

・バイク関連製品のロゴだけを選手のバイクに表示できる。

・ロゴの配置は、バイクフレームのレースナンバーを隠したり邪魔になったりしてはならない。

・ITUまたはLOCで提供するバイクレースのシールは、変造することなく、指示に従ってバイクに付けなければならない。

・UCI承認ラベル（コードTT）が付いたバイクは、この5.2b)(ii)で示した5項目に反していても、ITUドラフティング禁止レースでは常に許可される。

c.） ホイール

(1) ホイールは、加速することができるメカニズムが付いていてはならない。

(2) チューブラータイヤはしっかり接着しなければならず、クイックリリースレバーはしっかりとハブに固定され、ホイールはフレームに適切に装着されていなければならない。

(3) 各ホイールにはブレーキが付いてなければならない。

(4) ホイールは、設置されている公式のホイールステーションでのみ交換できる。

(5) ホイールステーションのＴＯは、適切なホイールを選手に提供する。選手は、この場所で、ホイールを交換する責任がある。他の選手やチームのために特別に指定されたホイールを使用することはできない。

(6) エイジグループのドラフティング許可レースでは、ホイールは、次の特性を備えていなければならない。

・12 本以上のスポークがある。
・ディスクホイールの使用は認められない。

(7) ドラフティング禁止競技では、後輪のカバーを許可する。ただし、この規定は、強風などによる安全面から、TD(技術代表)が変更することがある。

d.) ハンドルバー

(1) ドラフティングレースでは、次のハンドルバールールを適用する。
・伝統的なドロップハンドルバーのみが許可される。ハンドルバーの先端がふさがなければならない。
・クリップオンは認められない。

(2) ドラフティング禁止レースでは、次のハンドルバールールを適用する。
・前輪の最先端を越えないハンドルとクリップオンバーを許可する。2 つに分かれたクリップオンバーをつなぐ必要はない。全てのチューブの先端はふさがなければならない。

e.) ヘルメット

(1) ヘルメットは、ITU に加盟する NF が認めた認定試験機関が承認したものでなければならない。

(2) レース中、コース試走、トレーニングなどの公式の場では、選手がバイクに乗る際はヘルメットを着用しなければならない。

(3) 顎ストラップを含むヘルメットのいかなるパーツの変造や、外側の布カバーを含むヘルメットの一部を取り外してはいけない。

(4) ヘルメットは、バイクを保持しているときは、常にストラップをしっかりと締めなければならない。バイクを保持しているとは、バイクスタート時にラックから取り外すときから、バイクフニッシュ時にラックに掛けるまでである。

(5) 何らかの理由でコースを外れ、バイクを移動した場合、選手はバイクコースルートの境界線の外側まで出て、降車するまでストラップを外すことはできない。さらに、バイクコースに戻る前、または乗車する前に、ヘルメットを頭にかぶり、ストラップをしっかりと締めなければならない。

(6) ヘルメットは、ITU ユニフォームルールに従わなければならない。

f.) プラットフォームペダル

(1) プラットフォームペダルは、クイックリリース機構が転倒の際に足が外れることを前提に許可する。

g.) 違法用具

(1) 違法用具は次であるが、これらに限定しない:
・ヘッドフォン、ヘッドセットまたはイヤホン
・ガラス容器
・携帯電話や他のあらゆる電子オーディオ通信装置
・規則に準拠していないバイクや部品
・ＩＴＵユニフォームルールに準拠していないユニフォーム
・ディスクブレーキ、ただしＰＴ１選手を除く

h.） すべてのバイク競技中に搭載される用具や、バイクに付加されたものは、レース前に審判長の承認を得なければならない。非承認の用具は禁止されており、選手の失格につながることがある。

i.） カメラやビデオカメラは、審判長の承認を必要とすることに加えて、全ての画像や映像は、ＩＴＵがコピーする。それらの商業的目的の使用は、ＩＴＵ理事会の承認を受ける必要がある。

２．３． バイクチェック

a.） 目視でのバイクチェックは、競技前に、トランジションエリアに入るときに行う。T0 は、バイクが ITU ルールに準拠していることを確認する。

b.） 選手は、バイクの改造が競技規則に準拠しているかどうかを、必要であれば、競技説明会中に、審判長の承認を求めることができる。

c.） 選手１名につき、バイク１台だけのチェックを受けることができる。

２．４． ドラフティング

a.） 一般的なガイドライン

(1) ドラフティングの許認可により二つのレースが存在する

・ドラフティング許可レース

・ドラフティング禁止レース

(2) 下の表により、ドラフティング許可または禁止が示される。

競技カテゴリー	エイジグループ	パラトライアスロン エリート・オープン
トライアスロン		
スプリントディスタンス	許可または禁止	禁止
スタンダードディスタンス	禁止	禁止
ミドル・ロングディスタンス トライアスロン	禁止	禁止
スプリントディスタンス	許可または禁止	禁止
スタンダードディスタンス	禁止	禁止
ロングディスタンス	禁止	禁止
アクアスロン		
ウィンタートライアスロン （全距離）	許可	
クロストライアスロン デュアスロン（全距離）	許可	

b.）　ドラフティング許可レース

(1)　性別の違う選手へのドラフティングは禁止する。

(2)　オートバイや車へのドラフティング行為は禁止する。

c.）　ドラフティング禁止レース

(1)　他の選手や自動車両へのドラフティングを禁止する。選手は、他の選手のドラフティング行為の拒否を試みなければならない。

(2)　選手は、他の選手に接触することなく、任意のポジションに最初に入ったことを前提に、コース上の任意のポジションを確保したとみなす。ポジションを確保した選手は、他の選手のために、接触することなく正常に動けるスペースを与えなければならない。追い越す前に、十分なスペースが確保されていなければならない。

(3)　接近によりドラフティングのアドバンテージを得ることになる選手は、ドラフティングを回避する責任がある。

(4)　ドラフティングを行うとは、バイクや自動車両のドラフトゾーンに入ることである

・ミドルおよびロングディスタンスのドラフトゾーン：バイクのドラフトゾーンは、前輪の先端から測定して縦 12m である。選手は、他の選手のドラフトゾーンに入ってもよいが、そのゾーン内を進行しているように見えなければならない。他の選手のゾーンを追い抜くために、最大 25 秒を許可する。

・スタンダードあるいはこれより短い距離の大会:バイクのドラフトゾーンは、前輪の先端から測定して縦 10m である。選手は、他の選手のドラフトゾーンに入ってもよいが、そのゾーン内を進行しているように見えなければならない。他の選手のゾーンを追い抜くために、最大 20 秒を許可する。

・オートバイドラフトゾーン：オートバイの後ろ 12m をドラフトゾーンとする。これはドラフト許可レースにも適応される。

・車両ドラフトゾーン:車両の後ろ 35m をドラフトゾーンとし、バイク競技中の全ての車両に適応される。これはドラフト許可レースにも適応される。

(5)　バイクドラフトゾーンへの進入:選手は、バイクドラフトゾーンに次の状態で入ることができる。

・選手がドラフトゾーンに入り、20 秒以内で、追い越すための動きがみられる。

・安全上の理由

・エイドステーションまたはトランジションエリアから 100 メートル前後

・急なターン地点

・ＴＤが、狭い地点、工事中、迂回、または他の安全上の理由から、除外した場合。

(6)　追い越し

・選手は、別の選手の前輪が先に出たときに追い抜かれたと見なされる。

・一度追い越されたら、選手は、前の選手のドラフトゾーンの外に、5 秒以内に出なければならない。

・選手は、コースの端を走行し続け、ブロッキング状態をつくってはいけない。ブロッキングとは、後続の選手が、前を行く選手の走行位置が不適切で、追い抜けない状態である。

・ＴＤは、競技説明会で、バイク乗車後にどちら側から他の選手を追い抜くべきかを指示する。

(7)　左側通行の道路規則が適用される大会については、以下の図を参照。

スタンダード及びショート：10m
ミドルとロング：12m

２．５．　ドラフティングの罰則

a.）　ドラフティング禁止と宣言されたレースでは、ドラフティングを禁止する。

b.）　ＴＯは、タイムペナルティの罰則対象となるドラフティングを行った選手に通知する。この通知は、明確でなければならない。

c.）　罰則を受けた選手は、次のペナルティボックスで停止し、レース距離に応じて科せられる特定の時間、そこに留まらなければならない。なお、スプリントディスタンスでは１分間、スタンダードディスタンス２分間、ミドルとロングディスタンス５分間とする。

d.）　次のペナルティボックスで停止するのは選手の責任である。履行できなかった場合は失格とする。

e.）　２回目のドラフティング違反は、スタンダードディスタンスあるいはこれより短い距離では、失格につながる。

f.）　３回目のドラフティング違反では、ミドルとロングディスタンスにおいては失格となる。

２．６．　ブロッキング

a.）　選手は、コースの端を走行し続け、他の選手をブロックして危険を生んではならない。ブロッキングとは、後続の選手が、前を行く選手の走行位置が不適切で、追い抜けない状態である。ＴＯにブロッキングとみなされた選手は、次のペナルティボックスでストップアンドゴーを受けなければならない。

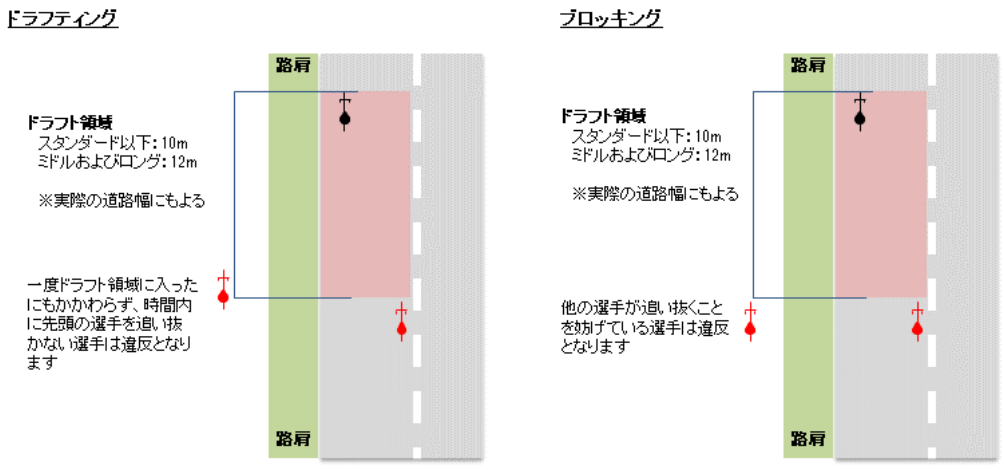

３．　ラン（ランニング）

３．１．　総則

a.）　選手は次のように競技を行う。

(1)　走るまたは歩く

(2)　公式レースナンバーの着用

(3)　這うことは禁止

(4)　上半身裸でのランは禁止

(5)　バイクヘルメットを着用してのランは禁止

(6)　支柱、木やその他の固定された物を曲がる操作の補助として利用してはいけない。（支点としてとしてつかみ、カーブを回ってはいけない。）

(7)　チームメンバー、チームマネージャーおよび他のペースメーカーとコースで同行してはいけない。

(8)　１周回あるいは複数周回早い選手と並走してはいけない。（パラトライアスリートにのみ適用。）

３．２．　フィニッシュの定義

a.）　選手は、胴体のどこか一部がフィニッシュラインの最先端から延びた垂直線に触れた瞬間に“フィニッシュした”と判断される。

３．３．　セイフティガイドライン（安全基準）

a.）　競技継続の責任は選手自身にある。ＴＯまたはメディカルが、選手自身の危険または他選手に対し危険であると判断したときは、選手は競技から除外させられる。

３．４．違法用具

a.）　ヘッドフォン、ヘッドセット、携帯電話または他のあらゆる電子オーディオ通信装置

b.）　ガラス容器

c.）　ＩＴＵユニフォームルールに適合しないユニフォーム

４．　トランジションエリア

４．１．　総則

a.）　すべての選手は、バイクスタート時、ラックから外す前から、バイク競技終了時にバイクをラックに掛けるまで、ヘルメットをしっかりと締めなければならない。

b.）　選手は、指定されたバイクラックのみを使用しなければならず、バイクを掛けなければならない。なお、伝統的なバイクラックでは、バイクは次のように掛けなければならない。

- 第一トランジション:サドルの前方が水平方向のラックバーに掛かった直立した状態で、前輪がトランジション通路の中央に向かうように置く。ただし TO は例外を適応することができる。
- 第二トランジション:どちら向きでも良いが、ハンドルバーの両側、両方のブレーキレバー、またはサドルは、ラック番号またはネームプレートの 0.5m 以内の場所に置かれなければならない。バイクを他の選手の進行を塞いだり妨げるようにおいてはならない。
- 独立したバイクラックでは、第一トランジションで、バイクは後輪をラックし、第二トランジションでは前輪又は後輪をラックする。

c.）　選手は、用具入れの周辺 0.5m 以内に、これから競技に使用するすべての用具を置かなければならない。用具入れが提供されていない場合、レースナンバーまたは名前プレートから 0.5m 以内とする。用具入れが用意されている場合、レースナンバーまたは名前プレートから 0.5m 以内に設置する。すでに使用されたすべての用具は、用具入れに収納しなければならない。用具の一部が用具入れに入っているときは、収納されているものとみなす。トランジションエリアには、競技中に使用する用具だけを置くことができる。他のすべての持ち物と用具は、レース開始前に撤去しなくてなはならない。

d.）　選手がデュアスロン競技の第２ランにおいて同じ靴を使用したい場合、トランジションエリアの用具入れに入れる必要はない。また、競技中いかなる時でも１組のラン用靴のみを地面に置いておいてよい。ラン用靴は選手用具入れ(レースナンバー/名前プレート)の 0.5m 以内に置かなければならない。

e.）　バイクシューズ、メガネ、ヘルメットおよびその他のバイク用具をバイク上に置くことができる。

f.）　選手はトランジションエリア内で他の選手の進行を妨げてはならない。

g.）　選手は、トランジションエリア内の他選手の用具に接触してはいけない。

h.）　トランジションエリア内ではバイクへの乗車は禁止である。ただし、バイク種目中を除く。選手のバイクが乗車ラインを越えた後に、選手は片足が乗車ラインを越えて完全に地面についてから乗車しなければならない。選手のバイクが降車ラインの手前において、選手は片足が降車ラインの手前の地面に完全についてから降車しなければならない。トランジションエリア内（乗車ラインの前と降車ラインの後）にいるときは、バイクは手だけで押し進めなければならない。乗車又は降車の際に選手が靴やその他の用具を落とした場合、ＴＯが回収し、ペナルティの対象とはしない。乗車ラインと降車ラインは、トランジションエリアの一部である。

i.） 裸や不適切な露出行為は禁止する。
j.） 選手は、トランジションエリアの道線領域に停止することはできない。
k.） トランジションエリアで、位置などをマーキングすることを禁止する。マーク、タオル又はマーキングの目的で使われるものは、選手への通告なく撤去される。
l.） 選手が最初の競技を終了するまでは、トランジションエリアに置いたヘルメットストラップは、外したままでなければならない。

特定の実施競技ルール

14. インドア・トライアスロン

14.1.定義

a.） インドア・トライアスロンは、スイミングプール、サイクリングコース、ランニングトラックがあるスポーツパビリオンなどの室内空間で行われるトライアスロンで構成される。

14.2.スイム

a.） 2.5 メートル幅のレーンごとに選手 2 名が許可される。

14.3.トランジションエリア

a.） スイムの後に 10 秒間の"ニュートラライズド"タイムをすべての選手に義務づける。この時間の目的は、余分な水分を選手から拭うことである。トラックが濡れると非常に滑りやすく、全ての選手にとって危険である。これ従わないと、失格となる。

14.4.バイク競技

a.） 周回遅れの選手は、レースから除外されない。
b.） 選手は、周回の違う他選手をドラフティングできる。

15. ミドルおよびロングディスタンス大会

15.1.外部援助

a.） 医療支援や食料、水分の提供は、LOC（実行委員会）設置のエイドステーションまたはコーチステーションで許可される。その他の全ての外部支援は禁止されている。

15.2.医療ガイドライン

a.） 高い外気温"に係るガイドラインや医療避難計画を含む、特定の医療ガイドラインは、ITU MD（メディカルデリゲート）と連携した大会メディカルディレクターによって企画される。

15.3.距離

a.） コースは、丘やチャレンジングな技術的側面を有するものでなければならない。バイクコースの距離は、 TD の承認により、5%の誤差が認められる。

15.4.ペナルティ

a.） ドラフティングルール違反には、次のペナルティボックスでの 5 分間のペナルティが科される。

b.） 3 回のドラフティングペナルティを受けた選手は、失格とする。

15.5.コーチステーション

a.） コーチは、バイクとラン競技において、自分たちの食料や飲料を選手に提供するための指定スペースを有している。

15.6.トランジションエリア

a.） トランジションエリアにおいて、TO や LOC（実行委員会）のスタッフは、バイクの受け取り、配置、用具の手渡しなどにより、選手を支援することができる。このサービスは、すべての選手に平等でなければならない。

b.） 選手は、トランジションエリアで、自分のユニフォームを交換することができる。もし選手が、それを行うために脱衣する必要があれば、この目的のために LOC（実行委員会）が用意したテントの中で行わなければならない。選手が着用するすべてのユニフォームは、ITU ルールに準じていなければならない。

15.7.ユニフォーム

a.） 前開きジッパーは許可される。その長さは 40cm 以下とする。

16.チームリレー選手権

16.1.イベントの種類

a.） ITU は、次表に示す距離と区分のチームイベントを開催する。

	競技の種類
トライアスロン	同姓 3 名 ／混合 4 名
トライアスロン LD	3 つのベストタイムの合計
デュアスロン	同姓 3 名 ／混合 4 名
デュアスロン LD	同姓 3 名 ／混合 4 名
ウィンター	同姓 3 名 ／混合 4 名
クロストライアスロン	同姓 3 名 ／混合 4 名
クロスデュアスロン	同姓 3 名 ／混合 4 名
コーポレートトライアスロン	3 名で 3 種のリレー

16.2.大陸選手権と国内競技団体のイベント

a.） コンチネンタル連合と国内競技団体は、それぞれの選手権において、上記のチーム選手権を開催しなければならない。

16.3.定義

a.） 混合リレー:チームは男子 2 名と女子 2 名の選手 4 名で構成する。女子、男子、女子、男子の順で競う。それぞれが、トライアスロン/デュアスロン/ウィンタートライアスロンのいずれかを全て競技する。チームの合計時間は、最初の選手のスタートから 4 番目の選手のフィニッシュまでとする。計測は継続しており、選手の間で停止しない。

b.） 3 人リレー:チームは同一性の選手 3 名で構成する。それぞれが、トライアスロン/デュアスロン/ウィンタートライアスロン/クロストライアスロン/クロスデュアスロンのいずれかを全て競技する。チームの合計時間は、最初の選手のスタートから 3 番目の選手のフィニッシュまでとする。計測は継続しており、選手の間で停止しない。

c.） コーポレイト: チームは、男女を問わず選手 3 名で構成する。最初の選手がスイム競技、2 番目の選手がバイク競技、3 番目の選手がラン競技を担当する。チームの合計時間は、最初の選手のスタートから、3 番目の選手のフィニッシュまでとする。計測は継続しており、選手の間で停止しない。

d.） 個人結果によるチーム競技:合計チーム時間は、同じ国で同一性別のベスト選手 3 名を足したものである。タイとなった場合は、三番目のチーム員のタイムで決定する。

16.4.リザルト

a.） 各国内競技団体は、複数のチームをエントリーできる。ただし、ベストの 1 チームだけが、記録として残り、賞（メダル）と賞金の対象となる。

16.5.資格

a.） 一般的な資格ルールを適用する。最低年齢は 15 歳である。

b.） ITU の旗の下で競技を行う競技者はどのチームにも属する資格がない。

16.6.ユニフォーム

a.） ITU ユニフォームルールを適用する。すべてのチームメンバーは、同じ国のユニフォームを着用しなければならない。

16.7.チームリレー競技説明会

a.） チームリレーの競技説明会。コーチ説明会は、大会前日に行われる。

16.8.チーム構成

a.） チームリレー競技説明会において、チームコーチはチーム構成を宣言する。全てのチームのチーム構成は、チームリレー競技説明会の後、公表される。

b.） 競技開始 2 時間前まで、チームコーチはチーム構成の変更を TD に申し出ることができるが、それを過ぎるとチームリレー競技説明会において宣言したチーム構成で確定する。

16.9.レース当日受付

a.） チームメンバーは、全員同時に受付しなければならない。

16.10. リレー引き継ぎ

a.） チームメンバーからチームメンバーへのリレーは、15 メートルの長さのリレーゾーンで行わなければならない。

b.） リレーは、リレーゾーン内で戻ってきた選手が、出発する選手の身体に手でコンタクトすることで行う。

c.） もし、交替が悪意無くリレーゾーンの外で行われた場合、そのチームは 10 秒のペナルティを受ける。そのペナルティはペナルティボックスで科せられる。もし、交替が悪意をもってリレーゾーンの外で行われた場合、そのチームは失格となる。

d.） リレーが行われなければ、チームは失格となる。

e.） リレーの前 TO がリレーゾーンに入る指示を出すまで、選手はプレリレーエリアで待機する。

16.11.ペナルティボックス

a.） 公式スタート時間前からトランジションエリアでヘルメットを締めたままの状態でスタートする違反は、このルールに反した選手自身がペナルティを受けなければならない。

b.） 他のすべてのタイムペナルティは、ペナルティボックスでの 10 秒間とする。これらの罰則は、競技エリアで競技を行うどのチームメンバーが受けてもよい。

16.12.フィニッシュ

a.） 最終のチームメンバーだけが、フィニッシュラインを通過することができる。

17.パラトライアスロン

17.1.総則

a.） パラトライアスロンは、ITU 憲章に定めるとおり、ITU ルールに則って運営される。本章はパラトライアスロンにだけに適用されるルールを記載する。

17.2.パラトライアスロンスポーツクラス

a.） ITU パラトライアスロン競技では、パラトライアスロン競技の遂行上、選手の活動が制限される程度に応じて機能的障害をグループ化し、科学的根拠に基づいたクラシフィケーションシステムを施行する。

b.） 5 つのカテゴリーは附則 G にも定義するように次のとおりである。

(1) PT1 - 車いすの利用者。選手はバイクコースではリカンベントタイプのハンドサイクルを、ランパートでは競技用車いすの利用が義務付けられる。

(2) PT2 - 重度の障害のある選手。バイクパートおよびランパートでは、肢切断選手は承認済みの義肢やその他の装具の使用が許可される。

(3) PT3 - 中度の障害のある選手。バイクパートおよびランパートでは、選手は承認済みの義肢やその他の装具の使用が許可される。

(4) PT4 - 軽度の障害のある選手。バイクパートおよびランパートでは、選手は承認済みの義肢やその他の装具の使用が許可される。

(5) PT5 - 完全あるいは部分的な視覚障害（IBSA/IPC の B1, B2, B3 クラス相当）。どちらの目もともに光の知覚がまったくできない選手から、光をある程度知覚できたり（B1）、部分的に見ることができたりする（B2－B3）選手を含む。ガイド 1 名がレース全体を通じて伴走しなければならない。バイクパートではタンデムバイクを使用しなくてはならない。

17.3.クラシフィケーション

a.） パラトライアスロンクラシフィケーションルールと規則は附則 G にある。

b.） ITU 主催大会で競技に参加する全てのパラトライアスリートは、国際パラトライアスロンクラシフィケーションを受け、競技参加に関する最低限の資格基準を満たすという確認と、適切なカテゴリーへの分類を受けなければならない。クラシフィケーションを受けようとするパラトライアスリートは下記を求められる。

(1) 競技に先立ち、ITU が指定したクラシフィケーションパネルによる国際クラシフィケーションへ出席できること。

(2) クラシフィケーションの際、適切な医療従事者の署名とパスポートサイズの写真、関係する医学的な書類が添付された「ITU PI Medical Diagnostics Form」か「ITU VI Medical Diagnostics Form」を提出すること。

c.） ITU 主催大会に参加するパラトライアスリートが、クラシフィケーションが実施できない場合、国内競技団体より、遅くとも競技の 4 週間前までに自身の医学的な書類を ITU に送付するように通知される。それによって仮クラシフィケーションがその選手に対して行われる。

d.） 選手のカテゴリーが変更となる場合、過去のリザルトの補正を求められることがある。ITU は事案毎に判断する前提で各々の依頼を調査し、該当する大会のリザルトを変更する必要があるかどうかを決定する。

17.4.カテゴリー毎の参加資格とレースフォーマット

a.） すべてのパラトライアスリートはトライアスロン、デュアスロンそしてアクアスロン大会で競技することが許される。PT2、PT3 そして PT4 カテゴリーのパラトライアスリートに限っては、ウィンタートライアスロン、クロストライアスロンそしてクロスデュアスロン大会でも競技することが許される。

b.） すべてのパラトライアスリートは一斉スタートまたはウェーブ毎にスタートする。同一カテゴリーや同性の選手は同一ウェーブでスタートしなければならない。

c.） パラトライアスロン世界選手権、パラトライアスロン大陸選手権、および世界パラトライアスロン大会はすべてスプリントディスタンスで行われ、時間制限は 2 時間とする。

d.） デュアスロン大会においては、パラトライアスロン競技は最低 2 ウェーブを最低一分間の間隔でスタートを行わなければならない。PT1 選手は第 1 ウェーブでスタートするべきで、残りのカテゴリーの選手が第 2 ウェーブでスタートする。

e.） TD の裁量において競技フォーマットが変更されることがある。

f.） 上記競技カテゴリーにはさらに細分化されたカテゴリーがある。2014 年から PT5 はさらに 3 つのカテゴリー、B1, B2 と B3 に細分化される。PT5 の選手は一斉スタートするか、「インターバルスタートシステム」と呼ばれる時間を少しずらしたスタートを採用する。

(1) すべてのサブカテゴリーが一斉スタートするレースの場合、それ相応の補正時間が、サブカテゴリーB2 と B3 の選手の最終タイムに加算される。その補正時間は下記のとおり。

男子		女子	
サブカテゴリー	補正時間	サブカテゴリー	補正時間
B1	00:00:00	B1	00:00:00
B2-B3	+00:03:18	B2-B3	+00:03:48

(2) インターバルスタートシステムを採用するレースでは、附則 L2 にあるような書式にしたがってスタートリストが準備される。

(3) 万が一選手が観察に従って異なるサブクラスに再分類された場合、最終タイムは指定された補正時間に従って調整される。

(4) 重複や時間制約による問題を避けるため、審判長は一斉スタートを許可する。

(5) スタート順や補正時間に関して申し立てられるいかなる抗議も ITU ルール 12．2 の“資格についての抗議”に従ってなされる。

17.5.パラトライアスリート競技説明会

a.） 全ての ITU 競技大会の前には、パラトライアスリートが出席必須の会議が開催され、この会議は ITU TD によって行われる。パラトライアスロンコーチも競技説明会に参加してもよい。

(1) TD に連絡せずに競技説明会に欠席したパラトライアスリートは、スタートリストから除外される。

(2) パラトライアスリートは、競技説明会会場に入る際に、受付担当オフィシャルに出席の旨を知らせる。

b.） 全てのガイドとパーソナルハンドラーは競技説明会の際に登録をする。

c.） 全てのパラトライアスリートは競技説明会の後、自身の選手支給品を受け取る。選手支給品には下記のものが含まれている。

(1) PT1：赤のスイムキャップ、ヘルメット用のレースナンバーシール 3 枚、ハンドサイクル用のレースナンバーシール 1 枚、競技用車椅子用のレースナンバーシール 1 枚、日常用車椅子用のレースナンバーシール 1 枚、選手用の公式レースナンバー1 枚とパーソナルハンドラー用の公式レースナンバー2 枚。

(2) PT2, PT3 と PT4：赤色、黄色か緑のスイムキャップ、ヘルメット用のレースナンバーシール 3 枚、バイク用のレースナンバーシール 1 枚、義足や補助用具用のレースナンバー3 枚、選手用の公式レースナンバー1 枚あるいはボディーナンバーシール 4 枚、そしてパーソナルハンドラー用の公式レースナンバー1 枚。

(3) PT5：選手用緑色スイムキャップ 1 枚とガイド用白色スイムキャップ 1 枚、ヘルメット用ナンバーシール 6 枚、バイク用レースナンバーシール 1 枚、選手用公式レースナンバー1 枚あるいはボディーナンバーシール 4 枚、そして「GUIDE」と書かれたガイド用レースナンバー1 枚。

17.6.パラトライアスロンパーソナルハンドラー

a.） PT5：選手用の緑のスイムキャップとガイド用の白のスイムキャップを 1 枚、ヘルメット用のレースナンバーシール 6 枚、自転車用のレースナンバーシール 1 枚、選手用の公式レースナンバー1 枚とハンドラー用の「ガイド」の文字が印刷された公式レースナンバー1 枚。

b.） パーソナルハンドラーは下記の通り割り当てられる。

(1) PT2、PT3、PT4 の各カテゴリーでは 1 名までのパーソナルハンドラーとする。カテゴリーを分ける過程は、それぞれの選手に対して、競技において一人のハンドラーを伴う許可を決定する。既にカテゴリー分けされた選手の承認は下記によって構成される承認委員会によって行われる。

- ITU のクラシフィケーション委員長
- ITU パラトライアスロン委員会の一員
- スポーツ省によって決められた委員

(2) PT1 カテゴリーでは 2 名までのパーソナルハンドラー

(3) PT5 カテゴリーにはパーソナルハンドラーは割り当てられない（このカテゴリーでは、ガイドがパーソナルハンドラーを兼任する）

c.） パーソナルハンドラーはパラトライアスリートに対し下記の特定の支援が許される。

(1) 義肢や他の補助具に関する支援

(2) パラトライアスリートのハンドサイクルやホイルチェアへの乗降の支援

(3) ウェットスーツや衣類の脱衣

(4) トランジションエリアや公式ホイールステーションでの、バイクの修理やパラトライアスリートの他の競技用具の支援。ただし PT5 におけるガイドは、バイクコースのどこでも修理支援を行うことができるが、外部の支援を受けることはできない。

(5) トランジションでラックにバイクをかけること。

d.） 全てのパーソナルハンドラーは ITU ルールと、審判長によって妥当または必要とみなされる追加の規則を遵守しなければならない。

e.） パーソナルハンドラーのいかなる行動も、パラトライアスリートを前進させるような場合は、失格

の理由となる。

f.) １名のパーソナルハンドラーは、同一カテゴリーで同性である場合に限り、最大 2 名の選手を支援できる。

g.) 全てのパーソナルハンドラーはレース中、担当する選手のトランジションエリアから 2m以内にいなければならない。この位置から出てしまう移動には、TO の許可が必要である。

17.7.パラトライアスリート登録プロセス

a.) 競技説明会での登録

(1) パラトライアスリートは、競技説明会の会場へ入場するために、出席の旨サインしなければならない。この段階で、登録担当オフィシャルにパーソナルハンドラーを自己手配するか、それとも LOC がパーソナルハンドラーを提供する必要があるのかを伝える。

(2) パラトライアスリートはパーソナルハンドラーを競技説明会に出席させなければならない。

(3) 競技説明会の直後に、選手は選手支給品を受け取り、パーソナルハンドラーは LOC から提供されるパーソナルハンドラーT シャツを受け取る。

b.) パラトライアスリートラウンジチェックイン

(1) パラトライアスリートとパーソナルハンドラーは一緒にチェックインしなければならない。

(2) ハンドラーはレースナンバーと公式パーソナルハンドラーT シャツで自身がハンドラーであることを提示しなければならない。

(3) パラトライアスリートがパーソナルハンドラーを同行していない場合、パーソナルハンドラーの到着を待たなければならない。パラトライアスリートが代理で登録した場合、そのパーソナルハンドラーは競技エリアに入ることはできない。

(4) いったんパーソナルハンドラーとして登録されたら、例外的な状況である場合に TD によってしか、変更することはできない。

(5) 計測チップはこの段階で配布される。予備の計測チップが PT1 選手へ配布される。

(6) プレトランジションエリアに置く競技用具（義肢や杖など。レースナンバーを表示しなければならない）はパラトライアスリートラウンジでチェックされる。

17.8.プレトランジションエリア規範

a.) プレトランジションエリアがある場合、PT1、PT2、PT3、PT4 の選手はこのエリアでウェットスーツを脱ぐ。PT1 パーソナルハンドラーだけがこのエリアに進入できる。しかし、選手を前進させる行為はしてはいけない。

b.) すべての PT1 パラトライアスリートはプレトランジッションエリアからトランジションエリアまで、日常の車椅子で移動しなければならない。このエリアに置く PT1 パラトライアスリートのホイルチェアは、ブレーキを備えていなければならない。

c.) スイム出口エリアから最も近い利用可能な場所は、常に PT1 選手のホイルチェアをレースナンバー順に並べることに利用される。

d.) プレトランジションエリアの中に、PT1、PT2、PT3 そして PT4（必要に応じて）のカテゴリーの選手が義肢や杖を準備しておくために、スペースを用意する。最低 2 人の TO が調整し、これらの競技用具や器具を、水から上がってきた選手に、水際にいる TO からレースナンバーに関する通知を受けながら配布する。全ての競技用具は番号順に並べられる。

e.） いったん選手がプレトランジッションエリアを出たならば、どの選手の競技用具もプレトランジッションエリアに放置されていてはならない。

17.9.トランジションエリア規範

a.） 盲導犬をトランジションエリアへ入れてはならない。

b.） LOC はスイム出口に最低 16 名のスイムイグジットハンドラーを用意しなければならない。スイムイグジットハンドラーは、パラトライアスリートのスイム出口からプレトランジションエリアへの移動の支援に責任を持つ。スイムイグジットハンドラーの最終的な人数は ITU TD が決定する。これらの人々だけがこのエリアに入ることができる。彼らの訓練は ITU TD によって監督される。

c.） スイム出口では、選手は下記のスイムキャップの色に応じてスイムイグジットハンドラーの支援を受ける。

(1) 赤：選手はスイム出口からプレトランジションエリアへ、持ち上げられて移動する必要がある。

(2) 黄色：パラトライアスリートはスイム出口からプレトランジションエリアへ歩いたり走ったりして移動する際、支援を受ける必要がある。

(3) 緑か白：パラトライアスリートはスイム出口で支援を受ける必要がない。白キャップはガイドが使用する。

d.） スイムイグジットハンドラーは、能力の及ぶ限り、誠意をもって、安全を第一として選手を支援する。

e.） バイク、タンデムバイク、ハンドサイクルを使ってスイム出口からトランジションエリアへ移動することは許可されない。

f.） 全ての競技用具はトランジションエリア内で各選手に割り当てられたスペースに置いておかなければならない。「プレトランジションエリア」が設けられている場合は例外である（このエリアは TD が調整し準備する）。

g.） バイクシューズは、バイク競技の前後には、トランジションエリアの選手毎に指定された場所に置かなければならない。

h.） トランジションエリアにおける全ての PT5 の位置は乗車ラインから最も近いところに設定しなければならない（女子と男子）。残りのカテゴリーがそれに続き、PT4、PT3、PT2 そして PT1 の順となる。PT1 選手はトランジションエリア内でハンドサイクルに乗ってよい。

i.） PT1 のパラトライアスリートはトランジッションエリアの個人スペースは 4 x 2 メートルある。選手、ハンドラーとすべてのレース用品はトランジッションエリアにいる間、このスペース内に納めておかねばならない。

17.10.パラトライアスロンスイム競技規範/競技用具

a.） 安全上の理由で、スタートの際の選手紹介は、次のカテゴリー順に実施される。PT5、PT4、PT3、PT2、PT1。安全上の理由で、PT1 選手は常に、他のすべてのカテゴリーが所定の位置についてから入水を行う。

b.） スイム競技はフローティングスタート形式とする。

c.） スイムコースが複数周回ある場合、パラトライアスリートは周回間に上陸しなくてもよい。

d.） フィンやパドル（ただしそれらを全てとはしない）を含む、人工的な推進力を生む器具や浮力を生む器具はどんなものであれ許可されない。義肢や整形器具も推進力を生む器具とみなされる。それらの器具の利用は、失格の理由となる。

e.） スイム競技中、鋭利なもの、スクリュー、義足のライナー、あるいは他者を傷つける恐れのある補助用具はどんなものも使用は許可されない。

f.） ウェットスーツの利用可否は下記の表により決定される。

スイム距離	ウェットスーツ着用義務 未満	制限時間
750 m	18 ºC	45 mins
1500 m	18 ºC	1h 10 mins
3000 m	18 ºC	1h 40 mins
4000 m	18 ºC	2h 15 mins

g.） 選手がこの時間内にスイムを終了することができず、フィニッシュまで 100m 以上の距離がある場合、選手は速やかに水からあげられなければならない。

h.） ウェットスーツは水温 28℃以上の場合、許可されない。

i.） 水温が 30.1℃から 32℃の間である場合、最大距離は 750m となり、最大水中滞在時間は 20 分となる。

j.） 公式水温が 32℃以上の場合か 15℃を下回る場合、スイム競技は中止とする（公式水温は下表のように計算される）

(1) 上述の温度は最終決定の際に使われる水温として常に利用されるわけではない。水温 22℃以下で気温 16℃以下の場合、計測された水温は下記の表に従って調整される。

(*)		気温					
		16 ºC	**15 ºC**	**14 ºC**	**13 ºC**	**12 ºC**	**11 ºC**
水温	**22 ºC**	21.5 ºC	21.0 ºC	20.5 ºC	20.0 ºC	19.5 ºC	19.0 ºC
	21 ºC	21.0 ºC	20.5 ºC	20.0 ºC	19.5 ºC	19.0 ºC	18.5 ºC
	20 ºC	18.0 ºC	17.5 ºC	17.0 ºC	16.5 ºC	16.0 ºC	15.5 ºC
	19 ºC	17.5 ºC	17.0 ºC	16.5 ºC	16.0 ºC	15.5 ºC	15.0 ºC
	18 ºC	17.0 ºC	16.5 ºC	16.0 ºC	15.5 ºC	15.0 ºC	Cancel

	17 ºC	16.5 ºC	16.0 ºC	15.5 ºC	15.0 ºC	Cancel	Cancel
	16 ºC	16.0 ºC	15.5 ºC	15.0 ºC	Cancel	Cancel	Cancel

17.11.パラトライアスロンバイク競技規範/競技用具

a.） パラトライアスロン競技ではドラフティングは禁止とする。ウィンタートライアスロン、クロスデュアスロン、クロストライアスロンはパラトライアスリートに対してはドラフティング許可レースとする。

b.） パラトライアスロン競技においては、「バイク」という用語はバイク、タンデムバイク、ハンドサイクルを指して利用される。

c.） 全てのバイクは人力で前進させなければならない。腕や脚はバイクを前進させるために使用されるが、両方同時に利用してはならない。いかなる違反も失格の理由となる。

d.） パラトライアスロン競技のためのバイクの仕様は ITU ルール 5.2 に概要が示される。

e.） バイク、タンデムバイク、ハンドサイクルは 2 つの独立したブレーキがついていなければならない。バイク、タンデムバイクは前後輪それぞれに独立したブレーキをつける。ハンドサイクルについている両方のブレーキはいずれも前輪に効くようにする。

f.） ディスクブレーキは許可されない。

g.） 片方の腕の障害を持つパラトライアスリートはブレーキングシステムにスプリッターを取り付けて良い。これは改造とはみなされない。

h.） 抵抗を減らす効果を持つ防護シールド、フェアリングや他の器具は許可されない。

i.） 人工のハンドグリップや義肢は許可されるが、バイクに固定してはならない。バイクのどの部分にも取り付けられた義肢を固定する接続具の利用は、許可されない。バイクパートにおいて使用されるいかなる加工したハンドルや義肢もハンドルバーからすぐ取り外しできる装置（クイックリリースなど）がついていなければならない。

j.） ハンドサイクル（PT1）を除き、選手はペダル、サドル、ハンドルバーのみによって支えられていなければならない。

k.） 義足を装着していない膝下切断ないし欠損の選手は、大腿のみを支える補装具を使用できる。

l.） 身体障害対応のためのバイクやハンドサイクルへの改造に関して、少なくとも参加を希望する大会の 1 か月前に、明快な説明と最低 5 枚の写真を添え、下記ウェブサイトに掲載されている「装備改造に関する申請書」と題された書式を利用し、文書で、担当する当該国国内競技団体を通じて ITU に承認を依頼しなければならない。

http://www.triathlon.org/about/downloads_category/paratriathlon .

T パネルによる評価後、ITU より申請者へ評価結果が伝えられる。承認されると、その情報は「承認済みの身体障害対応のための自転車への改造」ファイルとして、上述の場所にアップデートされる。

m.） ITU-TO はパラトライアスリートによる競技用具の選択や改造、それらに内包される瑕疵、法令の非遵守がもたらすいかなる結果に対しても責任を負わない。

n.） 盲導犬をバイクコースへ入れてはならない。

o.） バイクコースは最も急勾配の場所でも最大 12%未満の勾配としなければならない。

p.） レースナンバーの着用は義務であり、後ろから見えるようにしなければならない。

17.12. パラトライアスロン PT1 スイム競技規範/競技用具

a.） 選手は脚のどの位置であれ、3 つまでしか締め具を使うことはできない。締め具は最大幅 10cm とする。

b.） ニーブレースの利用は、浮力や推進力を持っていないことを前提に、許可される。ウェットスーツ着用の場合、ブレースはウェットスーツの外側に着用しなくてはならない。ニーブレースは最大で脚の表面の半分を覆ってよい。その全長は大腿の半分より上、ないしはふくらはぎの半分より下を超えてはならず、また膝周辺を固定していなければならない。

(1)ニーブレースの仕様

- 素材：浮力や推進力を備えていない PVC プラスチックかカーボンファイバー
- 空気や他のどんな気体も取り込む隙間や空間を備えていてはならない。
- 厚さは最大 5mm までとする。

c.） ニーブレースは ITU の承認を得なければならない。すべての依頼は、当該の各国競技団体より、選手が参加することを希望する大会の 1 か月前までに、明確な説明文と 5 枚の写真を添え、http://www.triathlon.org/about/downloads_category/paratriathlon に掲載されている「ニーブレース承認フォーム」を使って、ITU の承認を得るために書面で提出される。パネルによる評価後、ITU より申請者へ評価結果が伝えられる。承認されると、その情報は「承認済みのニーブレース部分」ファイル http://www.triathlon.org/uploads/docs/として、上述の場所にアップデートされる。

d.） ウェットスーツの下肢部分の利用は、常に許可される。

17.13. パラトライアスロン PT1 バイク競技規範/競技用具

a.） パラトライアスリートは、腕の力（AP）で推進するハンドサイクルを、リカンベントポジションで利用しなければならない。

b.） リカンベントポジションハンドサイクルの仕様は下記の通りである。

(1) ハンドサイクルは「腕力による」三輪車で、国際自転車連合（UCI）の自転車構造の一般原則に適合する、パイプで構成された開放フレームを持っていなければならない（車台フレームチューブが直線状でなくてもよいことを除く）。座席または背もたれのフレームチューブの直径は、UCI の一般原則に定める最大値を超えてはならない。

(2) 一輪は他の同軸輪と直径が異なっていてもよい。前車輪（一輪または二輪）は走行可能で、前車輪または後車輪の一輪はハンドグリップとチェーンで構成された機構で駆動されなければならない。ハンドサイクルは、ペダルに替えてハンドグリップをつけたクランクアーム、チェーンホイル、チェーンおよびスプロケットによるチェーンと従来型の自転車推進機構によってのみ推進されなければならない。手、腕および上体を主として前進させられなければならない。

(3) パラトライアスリートは明瞭な視界を確保しなければならない。パラトライアスリートの水平視線は、選手が正対するハンドルバーを最大限伸ばした上に手を置き、背もたれに肩甲骨の先が接し、もしあればヘッドレストに頭が接した状態で着座した時に、クランクハウジング／クランクセットの上方になければならない。このポジションでの着座姿勢について、下記の計算に基づいて適切な測定値が求められる。(#1）地面から選手の眼の高さまでの距離と、(#2）地面からクランクハウジング（クランクセット）の中心までの距離。計測#1（眼の高さから地面まで）は計測#2（クランクハウジングから地面まで）と同等か、それより大きくなければならない。

(4)　全てのハンドサイクルは、後方視界を得るために選手のヘルメットあるいはバイクの前方箇所に鏡をつけなければならない。

(5)　選手はバイク競技の間、足先を膝の前に位置させておかなければならない。

(6)　ハンドサイクルの調整を競技中に行ってはならない。

(7)　ハンドサイクルの車輪は、最小径 406mm(ERTRO)、最大径 622mm とする。必要であれば、改造されたハブ取り付け具は使用できる。ハンドサイクルの同軸車輪間隔は、接地点におけるタイヤ中央間の距離において、最小 55 ㎝、最大 70 ㎝とする。

(8)　ハンドサイクルの前輪用としてはディスクホイールは許可されない。

(9)　ディスクブレーキは後輪にのみ許可される。

(10)　ハンドサイクルの大きさは、長さ 250 ㎝、幅 70 ㎝を超えてはならない。

(11)　変速機器はハンドルバー先端か、パラトライアスリートの体側につけられる。

(12)　最大のチェーンリングにはパラトライアスリートを保護するための安全装置をつけなければならない。この保護具は十分に堅固な材料で作られ、チェーンリングを選手に面する半円周（180°）分だけ完全に覆わなければならない。

(13)　フレームチューブの最大寸法は、材料、形状に関わりなく 80mm とする。チューブの接合部につけられるひれ状、脈状のものは、強度向上のためのもののみとする。機能のない、空力的装置は競技には許可されない。

(14)　クイックリリースのボディハーネスは使用してもよい。

(15)　2 つの後輪を備えるハンドサイクルは、後ろを走る選手の前輪が、後輪の車輪の間に侵入してくるのを防ぐために、セーフティバーを装備しなければならない。

(16)　セーフティバーは装備が必須であり、またそれは両輪の間隔を上回る長さにしてはならず、チューブの両端は閉じるか栓をしておかなければならない。セーフティバーはホイールの 15mm（+/- 2mm）後ろに固定しなければならない。それはチューブ形状（最低直径 18mm）で、衝撃を受けても曲がったり壊れたりしないよう十分に強固な素材で作られていなければならない。地表からバーの軸までの距離は 280mm（+/-10mm）とする。セーフティバーの構造や組立は、競技で経験するような通常の凹凸程度ではバーの安全機能に影響を及ぼさないことが、保証されていなければならない（図参照）。

図：安全バー（縮尺は正確ではない）

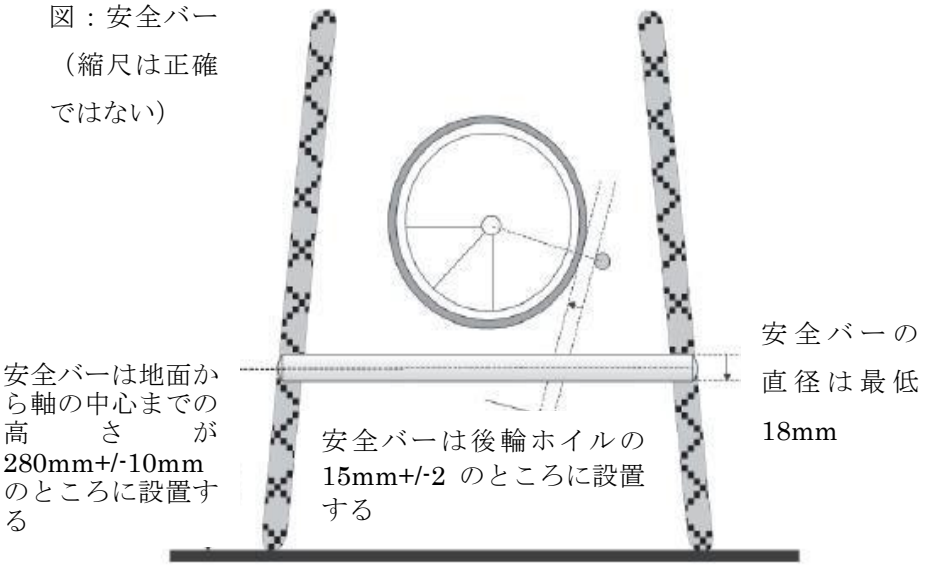

c.） レースナンバーは、後ろから見えるようにハンドサイクルの背面に表示しなければならない。

d.） ヘルメットはハンドサイクルに乗車する前に装着しなければならず、フィニッシュするまで装着されていなければならない。

e.） 選手は、乗車および降車ラインで完全に停止しなければならない。停車後、選手は競技を再開できる。

17.14. パラトライアスロン PT1 ラン競技規範/競技用具

a.） すべての選手はラン競技で「競技用車椅子」を使用する。

b.） 「競技用車椅子」（以降「ホイルチェア」と記載する）の仕様は下記の通りである。

(1) ホイルチェアは 2 つの大きな車輪と 1 つの小さな車輪を備えていなければならない。

(2) 前輪にもブレーキを備えているのが望ましい。

(3) 車椅子のボディのどの部分も前輪のハブを超えて前に出てはいけない。また、後輪 2 つのハブの内部より広くてはならない。主なホイルチェアのボディは地面からの最大高さは 50cm であるべきである。

(4) 大きい方の車輪の最大径は、空気を入れた状態のタイヤを含み 70cm を超えてはならない。小さい方の車輪の最大径は、空気を入れた状態のタイヤを含み 50cm を超えてはいけない。

(5) それぞれの大きい車輪について、1 つずつの簡素な円状のハンドリムが許可される。ホイルチェアを前進させるようなどんな機械的な道具やレバーも許可されない。

(6) 手だけで操作される、機械式の走行具だけが許可される。

(7) 選手は、フロントホイールを手で左にも右にも旋回できなければならない。

(8) ホイルチェアのどの部分も、リアタイヤ後端の垂直面から突き出していてはならない。

(9) 上記の全てのルールにホイルチェアを適合させることはパラトライアスリートの義務であり、ホイルチェアの調整のために大会を遅延させることはない。

(10) パラトライアスリートは、大会中、下肢のどの部分も地面に落ちないようにしなければならない。

(11) パラトライアスリートは、ホイルチェアに着座している間は常に、認可されたバイク用ヘルメットを被っていなければならない。

c.) パラトライアスリートがホイルやハンドリムを押すことを除く、他のいかなる方法による推進は失格となる。他のパラトライアスリートを追い越そうと試みているパラトライアスリートは、追い越されるホイルチェアの視界を確保する責任を負う。追い越されるパラトライアスリートは、追い越すホイルチェアの前輪が視界に入ったら、追い越しの妨害や邪魔をしない責任を持つ。

d.) PT1 選手は、前輪の車軸の中心がフィニッシュラインの近い方の先端から伸ばされた垂線に達した瞬間に、フィニッシュしたと判定される。

e.) レースナンバーは、後ろから見えるようにホイルチェアの背面に表示しなければならない。

f.) ランコースには、最も急な勾配の個所で、5%を超える斜度があってはならない。

17.15. パラトライアスロン　PT2,PT3,PT4　ラン競技規範/競技用具

a.) ランコース上で許可される唯一の履物（義足を除く）はランシューズのみである。

b.) 選手は、選手の身体より外れて離れた義肢を提供され義肢を使用することを許可される。選手はクラシフィケーション評価中でチェックされ承認された義肢、義足、他の特定の用具を用いてのみ競技できる。

c.) 選手は、前面から見えるようにレースナンバーまたは 4 か所にデカールを身に着けなければならない。

17.16. パラトライアスロン PT5 競技規範

以下の追加ルールが全ての視覚障害（PT5）選手とガイドに適用される。

a.) 総則

(1) 各々の選手は同性・同国籍のガイドをつけなければならない。選手とガイドの両方が、同じ国の競技団体から発行されるライセンスを保有する。

(2) それぞれの選手はそれぞれの競技で最大で 1 人のガイドをつけることが許される。

(3) エリート選手がガイドとなる際には、エリート ITU 大会もしくは ITU に認識されたあらゆる大会への最後の出場から 12 ヶ月の待機期間を持たなければならない。

(4) ガイドは ITU ルール附則 A に定める最低年齢規定に従わなければならない。

(5) ガイドの交代は、怪我や病気の場合、医師の診断書の提出を条件として、公式な競技開始時刻の 24 時間前までであれば可能である。この期限後は、交代は許可されない。

(6) ガイドは選手を引いたり押したりしてはならない。

(7) 選手とガイドはスイム種目中は 1.5 メートル、競技中の他のいかなる種目中 0.5m 以上離れてはならない。

(8) ガイドによる、パドルボード、カヤック、その他（スイム競技中）、自転車、オートバイ（ラン競技中）、またはその他の機械を利用した移動手段は許可されない。

(9) 全てのサブクラス B1 の PT5 選手は、スイム出口から T1 の選手スペースまでの部分を含む、競技参加中遮光グラスをかけなければならない。スイムグラスは、スイムが終了した時外される。遮光グラスは T1 から選手とガイドがフィニッシュラインを超えるまで使用されなければならない。PT5 の選手は、T1 内の割り当てられたスペースに到着後すぐさま掛け、バイク、T2 とラン種目で用いられる。遮光ゴーグルとサングラスは、登録時にチェックされ、そして選手は主な繋

ぎ目、塗られた部分、鼻ピース、サイドや底を通して光が入いることを許可されないことを確認しなければならない。

(10) 選手とガイドはITUアンチドーピング規則に従う。

b.) スイム規範

(1) 各々の選手はスイム競技中、自身のガイドと紐でつながれていなければならない。

(2) ガイドはいかなる時も選手をリードしたりペースを作ったり、引いたり押したりして前進させてはならない。

(3) テザーは弾性ロープでかつ明るい色もしくは反射する色で、引っ張らない状態で測定し1mまでの長さにしなければならない。

c.) バイク規範

(1) 全ての選手とガイドはタンデムバイクを利用しなければならない。タンデムバイクの仕様は下記の通りである。

・ タンデムバイクは2人の選手のための、UCIの自転車構造の一般原則に適合した、同径の2つの車輪を持つ車両である。前車輪はパイロットとして知られる前方の選手により操向可能でなければならない。両選手は伝統的な自転車の姿勢で前を向き、後輪はペダルとチェーンで構成される機構で両選手により駆動されなければならない。大きさは最大で、2.7mの長さで0.5mの幅とする。

・ タンデムバイクのトップチューブおよび追加の補強チューブは、選手の身体的寸法応じて傾斜してよい。

d.) ラン規範

(1) 各々の選手はラン競技中、自身のガイドと紐でつながれていなければならない。選手は自身のガイドからのみ口頭での指示を受けられる。

(2) どんな時もガイドは選手の身体に触れてはならない。ガイドは選手をリードしたり、ペースを作ったり、引いたり押したりして選手を前進させたりしてはならない。選手がフィニッシュラインを通過する際、ガイドは選手の横あるいは後ろにいなければならないが、所定の最大距離である0.5m 以上離れてはいけない。安全上の理由で、エイドステーション、鋭角のターン、ペナルティボックス、トランジションエリア、スイム出口、プリトランジションエリアやTDによって定められるランコース上の他の場所の前後10mでは、このルールは適用外とする。

(3) （削除）

(4) B1サブクラスのクライテリアを満たす選手は、ラン競技の間、完全遮光グラスを着用する必要がある。

17.17.衛生

a.) カテーテル及び尿路変更機器具を利用する全てのパラトライアスリートは、常にカテーテルバッグを利用し、流出を防止しなければならない。これはトレーニング、競技、クラシフィケーションの期間を適用される。

17.18. 承認パネル

a.) 下記メンバーによって構成されるパネルが、バイク改造やブレース承認に関する決定を行う。

(1)　ITU 技術委員会メンバー
(2)　ITU スポーツ部門の代表
(3)　ITU パラトライアスロン委員会メンバー
(4)　ITU 選手委員会の代表
(5)　ITU コーチ委員会の代表

b.）承認パネルによる決定に対し、ITU 仲裁裁判所への上訴がなされることがある。この上訴は承認パネルの決定を差し止めるものではないが、ITU 仲裁裁判所が上訴に基づく決定を行うまでの間、保留される。

18.　ウィンタートライアスロン

18.1.　定義

a.）ウィンタートライアスロンは、2 種類の異なったフォーマットで構成される。
(1)　ウィンタートライアスロン（ランニング、マウンテンバイク、クロスカントリースキー）
(2)　S3 ウィンタートライアスロン（スノーシューイング、スケート、クロスカントリースキー）

b.）すべてのレース種目は、雪上もしくは氷上で実施されることが好ましい。ランとバイク種目は、異なる路面にて行うことができる。

18.2.　公式トレーニングとコース試走

a.）公式トレーニングと試走セッションは、技術代表と LOC によって実施される。選手とコーチは、これらの公式トレーニングと試走セッションに参加できる。

b.）レース当日の規範:選手は、レース進行中にコース上でウォームアップや試走を行うことはできない。

18.3.　ラン競技

a.）ランニングシューズは、ランニング競技で着用義務とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。

b.）スパイク付のランニングシューズを許可する。

18.4.　マウンテンバイク競技

a.）最小タイヤ寸法は 26x1.5 インチであり、タイヤの最小部分が 40mm 未満であってはならない。

b.）ウィンタートライアスロン競技のバイク種目は、通常の道路や小道に沿い、雪上クロスカントリーのように設定される。

c.）選手は、コース上でバイクを押したり持って進むことを許可される。

d.）ドラフティングの許可。安全上の理由から、トランジションエリアに入る前に他の選手を追い抜くことを禁止する。周回遅れの選手をレースから除外されない。

e.）選手は、自分の工具および部品を持参し、自分で修理を行わなければならない。

f.）バイクシューズはバイク種目では必須とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。

g.） スパイクタイヤは、スパイクがタイヤ表面から 5mm 未満であることを条件に許可する。

18.5. スキー競技

a.） 用具（スキー板）のテストは、レース前に審判員によって発表があれば、特別に指定されたトラックまたはレースコースで行える。

b.） 選手は、レース中、コース上のチームメンバー、チームマネージャー、その他ペースメーカーを伴うことはできない。

c.） 選手は、スキー板 1 組と両ポールを交換することができる。

d.） 選手は、自分の好みの技法によりスキーを競技できる。

e.） 指定されたゾーンでは、クラシックスタイルもしくはダブルポーリングに制限される。

f.） スキー競技中はバイクヘルメット着用を禁止する。ただしそれが、移動による低気温の影響によるのであれば、技術代表の承認によりヘルメット着用を許可する。

g.） 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない

h.） フィニッシュシュート（30-50m）では、フリースタイルスキーは禁止される。ダブルポーリングが必須で、クラシックテクニック用の準備されたトラックを使用しなければならない。この規定は、競技説明会で説明される。

i.） 選手は、フィニッシュラインから 10m を過ぎるまで、スキー板を脱着することはできない。最終のスキー板のチェックは、このラインを過ぎたところで行う。

j.） スキーブーツはクロスカントリースキーで必須とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。

18.6. スノーシューイング競技

a.） 参加者自身が足に履いたスノーシューで全コースを終了せねばならない。

b.） 選手はスノーシューを交換することは許可されない。

c.） スノーシューは、幅 18cm（7 インチ）・長さ 51 ㎝（20 インチ）以上でなければならず、かつ使用面が 774cm2（120 へーホーインチ）以上でなければならない。

d.） 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない。

18.7. スケート競技

a.） ノルディックブレードを含むすべてのタイプのスケート靴が許可される。

b.） 選手はスケート靴を交換することは許可されない。

c.） 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない。

d.） 選手は、競技規則 5.2e に沿ってヘルメットを着用する。

18.8 トランジションエリアでの規範

a.） トランジションエリアでのスキー滑走は禁止される。

b.） 選手は、トランジションエリアの各選手自身のスペースで、スノーシューやスケート靴の脱ぎ着し

なければならない。「ノルディックブレード交換ゾーン」が準備されている場合、選手はそこにノルディックブレードを置くか選択してもよい。

c.) トランジションエリアでは、審判員はバイクの受け取り、配置、用具の手渡しなどにより、選手を支援することができる。このサービスは、すべての選手に平等でなければならない。

d.) すべての選手は、バイクスタート時にバイクをラックから外してからバイクフィニッシュ時にラックに掛けるまで、もしくはスケートを履いてから脱ぐまで、自分のヘルメットをしっかりと締めなければならない。

e.) 「ノルディックブレード交換ゾーン」は氷上の端の脇に設置される。

f.) 選手がシューズカバーを脱ぎ捨てられるゾーンは「スキー板設置ライン」より後に設置される。

18.9 コーチゾーン

a.) コーチは、バイク競技で、自分の食料や飲料を選手に提供するための指定スペースを有している。

18.10. フィニッシュの定義

a.) フィニッシュライン先端から伸ばした垂線を、前に出した方のスキーブーツが越えた時に、選手が「フィニッシュした」と判断される。

18.11. 気象条件

a.) 気温がマイナス 18 度未満の場合、レースは中止される。

19. クロストライアスロンとデュアスロン

19.1. 総則

a.) クロストライアスロンは、スイム、マウンテンバイク（MTB)、クロスカントリーランニングで構成する。

b.) クロスデュアスロンは、クロスカントリーランニング、マウンテンバイク（MTB)、クロスカントリーランニングで構成する。

19.2. 距離

a.) クロストライアスロンの距離は、附則Ａに付記

b.) クロスデュアスロンの距離は、附則Ａに付記

c.) コースは、力量を求められる丘や技術的な側面を有していなければならない。バイクコースの距離は、 技術代表の承認により、5%の許容範囲が認められる。

19.3. 公式トレーニングと試走

a.) 公式トレーニングと試走セッションは、技術代表と LOC によって実施される。選手とコーチは、これらの公式トレーニングと試走セッションに参加することができる。

b.) レース当日の行動：選手は、競技中に、コースでのウォームアップや試走を行うことはできない。
レース当日の規範：選手は、競技中に、コースでのウォームアップやいかなる試走をも行うことはできない。

19.4. マウンテンバイク規範

a.） MTB の最大タイヤ径は 29 インチであり、タイヤの最小部分が 1.5 インチ未満であってはならない。

b.） スタッズおよび／またはスリックタイヤを許可する。

c.） 選手が、コース上で、バイクを手で押したり、持ち運ぶことを許可する。

d.） 周回遅れの選手は、レースから除外されない。

e.） クリップオン（エアロバー）は許可されない。

f.） 伝統的なロードハンドルバーを禁止する。

g.） 伝統的な MTB バーエンドを許可する。

19.5. ランニング競技規範

a.） スパイクシューズを許可する。

19.6. コーチステーション

a.） コーチは、バイクとラン競技で、自分の食料や飲料を、選手に提供するための指定スペースを有している。

20. 予選ラウンドフォーマットでの競技

20.1. 総則

a.） 予選ラウンドフォーマットでの競技は、いくつかのラウンドで構成されおり、各予選（ヒート）通過選手が次のラウンドに進み、最終的にはファイナル（決勝）で勝者を決定する。

20.2. ラウンド

a.） ラウンドは、セミファイナル（準決勝）とファイナル（決勝）と呼ばれる。

b.） 競技は、2 つのラウンドがある。

c.） 準決勝と決勝では、選手は最大 30 名とする。準決勝の数は次のようになる。

参加選手	準決勝
30 人未満	セミファイナル無し、一発決勝
31 人から 60 人	2 つのセミファイナル（それぞれ 15 人から 30 人）
61 人から 90 人	3 つのセミファイナル（それぞれ 20 人から 30 人）
91 人から 120 人	4 つのセミファイナル（それぞれ 22 人から 30 人）
121 人から 150 人	5 つのセミファイナル（それぞれ 24 人から 30 人）

20.3. 決勝への予選

a.） すべての準決勝は、最終戦のために、決まった数の選手を選出する。さらに、一定数の選手が、セミファイナル（準決勝）ヒートでの最速タイムによって選出される。

参加選手	準決勝	通過順位	上位記録者
31 人から 60 人	2 回	14	2
61 人から 90 人	3 回	9	3
91 人から 120 人	4 回	7	2
121 人から 150 人	5 回	5	5

b.） 別のヒートの選手が、同タイム（秒）で、予選ポジション最下位で同率となったら、それら全員を予選通過とし、結果次のラウンドでは選手数が増える。

c.） 決勝に進めなかった選手は、タイムにより選別される。決勝を辞退した選手がいたら、決勝進出できなかった第一選手を代替えとする。決勝への選手数が 30 名を下回った場合、代替えを行う。（同一タイムの選手からランダム選択する。）代替えの制限時間は、登録開始までとする。

d.） B ファイナルのあるレースにおいて、A ファイナルに進出しなかった（選手の）準決勝からベスト 30 名の選手が B ファイナルのタイムやレース順によって選ばれる。

20.4. 準決勝での選手の配分

a.） TD は、ヒートを次のように構成する。

(1) 該当するランキングが存在しない場合、選手は、準決勝の選手数を同じくするためにヒートごとに配分される（準決勝の組によっては、他より選手 1 名が多い）。同じ NF からの選手は、次の同一基準によりヒートごとに配分される。

(2) ランキングが適用される場合、ランク付けされた選手は、次のチャートにより配分され、非ランク選手は、すべてのヒートでの同一 NF からの同様な区分の選手を配分基準により、残りのスポットに配分される。

表. 準決勝でランク付けされた選手の配分

準決勝 1	準決勝 2	最終準決勝(-1)	最終準決勝
1			
	2		
		3	
			4
			5
		6	
	7		
8			
9			
	10		
		11	
			12
			13
		14	
	15		
16			
17			
etc…			

備考：数字はランキングオーダーを反映する。

20.5. ナンバリング

a.） 決勝でのナンバーは、第一基準として、準決勝での順位に基づき割り当てる。第二基準として、準決勝のタイムに準じる。第三基準では、ITU ポイントリスト順位、そして第四基準ランダム配分とする。

20.6. 記録結果

a.） イベントの全体的な結果は、最終ラウンドの結果とする。

b.） イベントで、決勝での完走者よりも、より多くの順位にポイントが配分されるランキングがあるときは、残りのポイントは次のように授与する。

(1) 決勝での DNF 選手へ、準決勝でのタイムに準じて配分する。

(2) 準決勝でのタイムに従って、決勝に参加しなかった選手に（配分される）。

(3) B 決勝のないレース：決勝に進めなかった選手は準決勝のタイムによってポイントを割り当てられる。B 決勝があるレース：B 決勝の結果でポイントを決定する。

(4) DSQ 選手は、ポイントを獲得することはできない。

20.7. 賞金

a.） プライズマネー配分は、総則（附則 I）に従い、必要に応じて前項を参照する。

21. アクアバイク

21.1. 総則

a.） アクアバイクはスイム、T1、バイク、そして T2 の構成である。

b.） アクアバイク大会はロングディスタンスやエイジグループカテゴリー下でのみ組まれ、ロングディスタンス大会のプログラムに含まれる。

21.2. 距離

a.） スイム 1900 メートルかそれ以上に続き、バイク 80 キロメートルか、それ以上。アクアバイクが含まれているロングディスタンストライアスロン大会の距離を反映している。

21.3. 特別ルール

a.） アクアバイクはアクアバイクが含まれているロングディスタンストライアスロン大会と同じルールによって統治される。

21.4. フィニッシュ

a.） 選手は T2 出口にあるフィニッシュラインでレースをフィニッシュする。このポイントに記録されたタイムがファイナルタイムになる。

附則：エイジグループユニフォーム規則

1. 概要

1.1. ITU 大会で競技するために、選手は ITU ユニフォーム規則に従わなければならないし、競技ルール 2.8 にあるユニフォームを参照しなければならない。

1.2. この書類のイメージは典型的なトライアスロンユニフォームを再生している。冬季トライアスロンのため、さまざまなケース、トライアスロン、デュアスロンやアクアスロンにおいて、長袖や下肢をカバーすることが許可される。この附則は全てのケースのために同じ方法で提供する。

2.目的

2.1. 地元やグローバルな観客やメディアへの我々のスポンサーのクリーンでプロフェッショナルなイメージを提供すること

2.2. 実行可能な露出のために合理的なスペースをスポンサーに提供すること

2.3. 附則 F6 に従って、権利や責任を尊重する相互の有益な関係をもっている ITU メンバーの NF や選手を認めるためのフレムワークを提供すること

3. 一般的な要件

3.1. ユニフォームは以下に記述されているもの以外、いかなるロゴやイメージも完全にクリアであること。

3.2. 選手がユニフォームを着ていない時、平らな面でロゴは測定される。“ITU ロゴメジャメントテンプレート”はロゴサイズを測定するために使用される。

3.3. スポンサーのスペースに WADA の禁止リストのいかなる要旨に含まれているタバコ、精神や生産を象徴するもの以外のロゴノタイプには何の制約もない(スポンサースペースの場所のための図 1 を参照)

3.4. 以下に含まれている全てのマークの回りに 1.5 ㎝の隙間が最小限なければならない

a)　ITU ロゴ

b)　姓名

c)　国コード

d)　すべてのスポンサースペース

4.　ユニフォームの色とデザイン

4.1.　ユニフォームは ITU 世界選手権、ITU コンチネンタル選手権や ITU マルチスポーツ世界選手権のために NF によって選択された色でなければならない。

4.2.　ユニフォームや表彰式の服装の色やデザインは国をはっきりと区別できるものでなければならず、前もって ITU によって承認されなければならない。

4.3.　国のユニフォームは見た目で区別されなければならないが。しかしながら、デザインの要件は、選手の体型やサイズに関わる技術的要件に影響を与えるべきではない。

4.4.　ユニフォームの色やデザインの承認過程は F7 に概説されている。承認過程のゴールは国が同じユニフォームの色とデザインを持っていないことを確認することである。

図 1:スポンサーロゴのサイズとスペース

ユニフォーム前	ユニフォーム後

5.　姓名と国コード

5.1.　IOC 国コードはユニフォームの前面上部と臀部に置かなければならない。正面上部と臀部への姓名の配置はエイジグループのオプションである。ファーストネームのイニシャルは姓名の前に加えても良い。同姓の選手はファーストネームのイニシャルをつけることを推奨する。姓名と国コード、両方の表記は基準に沿っていなければならない。

a)　フォントタイプ

・　フォントタイプは“Arial”でなければならない

・　姓名や国コードの文字は大文字でなければならない。名前が 9 文字以上の場合、最初の大文字に続き小文字を使用してもよい。“-”などの記号やスペースは文字として考えられる(図 2：姓名のレイアウト参照

b) 色

・ ユニフォームが暗い色なら、文字は白にすべきである。ユニフォームがるい色なら、文字は黒にすべきである。

c) 位置

・ 前：前面の位置は、ITU ロゴやスポンサースペース B や F の下になる。選手の姓名は国コードやスポンサースペース A の上になる。

・ 後：背面の位置は選手がバイク乗車中にはっきりと見られるようにウエストラインより上になる。選手の姓名は国コードより上になる。

・ 高さ：姓名や国コードは、名前の文字数に関わらず、5 ㎝の高さにしなければならない。

・ 幅：生命の幅は最小で 12 ㎝で最大 15 ㎝になる。文字数の少ない姓名でも最小幅 12 ㎝にしなければならない(図 2：姓名レイアウト参照)。国コードの幅は 6 ㎝から 10 ㎝にしなければならない。

図 2：姓名レイアウト

6. ITU ロゴ

6.1. 公的な ITU ロゴは右肩上に表記する。

6.2. これは右下の ITU 文字と公式な〇に準拠している

6.3. 水平方向の寸法は 4 ㎝になる

6.4. 白バージョンは暗い色のユニフォームにつけられるべきで、青やオレンジバージョンは明るい色のユニフォームに付けられるべきである。(6.5 や 6.6 の図参照)

6.5. ITU ロゴのプリントバージョンはここをクリック。

図 3　ITU ロゴレイアウト

6.6.　上の図 3 は ITU ロゴの正しいレイアウトを示している。

a)　ITU オレンジ

・パントーン 144c

・CMYK コンバージョン- C: 0%, M: 49%, Y: 100%, K: 0%.

b)　ITU ブルー

・パントーン 2955c

・CMYK コンバージョン- C: 100%, M: 45%, Y: 0%, K: 37%.

7.　スポンサースペース

7.1.　スポンサースペース A

a)　このスペースは国コードの真下にある(図 1.スポンサーロゴ：サイズとスペース参照)

b)　最大高さは 20 ㎝

c)　最大長は 15 ㎝

d)　このスペースの位置に３つのロゴがはめ込める

e)　選手はこのスペースに１つ、２つ、または３つのロゴをつけられる。それぞれのロゴは異なったスポンサーの表示でなければならない

7.2.　スポンサースペース B：正面の左上

a)　このスペースはユニフォームメーカー、または他のスポンサーのためにある

b)　最大高さは 4 ㎝

c)　最大長は 5 ㎝

d)　このスペースはユニフォームの左肩にあり、真ん中ではない

7.3.　スポンサースペース C：サイドパネル

a)　スポンサーロゴはサイドパネルに表記しても良い

b)　最大幅は 5 ㎝

c)　最大長は 15 ㎝

d)　一つのスポンサーロゴのみが両サイドに許され、それは同じスポンサーロゴでなければならない。

e)　このスペースは身体の側面から見えるに違いない。選手の体型によってはこのスペースは正面から一部見えるし、背面からも見えるにちがいない。

7.4. スポンサースペース D：正面の低い位置

a) 最大高さは 4 ㎝

b) 最大長は 5 ㎝

c) このスペースはユニフォームの左か右に、両方ではないが、低い位置につけることができる

7.5. スポンサースペース E：背面上部

a) いずれかのスポンサーロゴの一つのみが背面の姓名の上に表記できる

b) 最大高さは 10 ㎝

c) 最大長は 15 ㎝

7.6. スポンサースペース F：正面上部

a) いずれかのスポンサーロゴの 1 つのみが正面の姓名の上に表記できる

b) 最大高さは 5 ㎝

c) 最大長は 15 ㎝

8. 帽子

8.1. スイム

a) TU/LOC によって規定された以外はスイムキャップにスポンサーロゴは許可されない

8.2. 自転車

a) 選手は、ITU 競技ルールによって述べられているとおり、自転車種目中はヘルメットを着用しなければならない

b) ITU または LOC によって提供されたヘルメットレースナンバーステッカーは変造なしにヘルメットの正面の両サイドにつけなければならない。他のステッカーは許可されない。

c) ナンバーがはっきりと目視できるためにヘルメットナンバーステッカーの周囲 1.5 ㎝はきれにしていなければならない。

d) 上述の要件 b)と c)に合致しているなら、ヘルメットはどの色にもデザインにもできるし、いかなる用意されたロゴを含むことができる。

8.3. ラン

a) 選手はランセクションで帽子やバイザーを使用してよい

b) １つのスポンサーロゴのみが帽子やバイザーにつけられる

c) 最大高さは 4 ㎝

a) 最大面積は 20 平方㎝

9. 自転車

a) 生産に関係する 1 つの自転車のロゴのみが選手の自転車に表記できる

b) ロゴはバイクフレームにあるバイクレースナンバーに干渉したり、妨げてはいけない。

c) ITU または LOC が提供するバイクレースナンバーステッカーは、変造なしに指示通にバイクにつけなければならない。

10. ウェットスーツ

10.1. ロゴ

a) ウェットスーツメーカーの１つのロゴのみがウェットスーツに表示できる

b) 最大サイズは正面と背面の 80 平方㎝。このスペースはウェットスーツの表面と裏面の両方に許可される。

c) もしメーカーが正面や背面に２つ、それ以上のロゴを望むなら、合計が 80 平方㎝を超えてはならない。

d) サイドパネルのロゴは、背面の 80 平方㎝、または正面の 80 平方㎝の、どちらかに含まれなければならない。

11. レースナンバー

11.1. 典型的なレースナンバー : ITU または LOC によって提供されるレースナンバーは、いかなる変造なしに、選手やチームマネージャー競技説明会で ITU の TD による指示の通り身に付けなければならない。

11.2. ボディマーキング

a) 選手は、選手またはチームマネージャーの競技説明会で ITU の TD によって他の指示がなければ、それぞれの腕やそれぞれの脚にマークする。

b) 選手の片方のふくらはぎに選手のカテゴリーと性別をマークしなければならない。
(例えばナンバーM25 は男性カテゴリー25-29 の男性の選手に表記される。または、F40 は女性カテゴリー40-44 の女性の選手に表記される)

12. 剥がせるなタトゥー

12.1. 選手はいかなる簡易タトゥーも貼ることは許可されない

付則 K: 罰則と違反

このリストは最も一般的な罰則と違反の用例である。この附則と競技規則の主要部分と解釈が異なる場合、競技規則の主要部分が適用されうる。

下表におけるエリートという表記にはエリート、U23、ジュニア及びユースが含まれる。

一般	
違反事例	**罰則**
1.同一の個人が 36 時間以内に複数のマルチスポーツ競技に参加する;	-この期間のすべての競技に失格(DSQ)とされる。
2.定められたコースに従わないこと	-ストップアンドゴーで同じ地点から競技に再参加。もしできなければ失格(DSQ)。

3. 競技役員に対する暴言や暴力行為；	-失格(DSQ)で ITU 仲裁裁判所に報告され資格停止処分にされうる。
4.スポーツマン精神に反する行為；	-失格(DSQ)で ITU 仲裁裁判所に報告され資格停止処分にされうる。
5.ブロッキング、チャージング、妨害、又は他の競技者に対する前進妨害；	- 非意図的：口頭警告 - 意図的：失格(DSQ)
6.不当な接触。競技者間で接触が起こるという事実は違反を構成しない。限られたエリアで競技者が移動している際に接触は発生する。均等に有利な位置取りをしている競技者間の偶発的接触は違反ではない。	- 非意図的：口頭警告 - 意図的：失格(DSQ)
7. TO、競技役員や他競技者以外からの援助を受けること；	- 修正して元の状態にもどることができればストップアンドゴー - 修正出来なければ：失格(DSQ)
8. TO や競技役員の指示に従うことを拒否すること；	- 失格(DSQ)
9.安全上の理由によりコースを離脱したが離脱地点から再スタートしないこと；	- 非意図的：口頭警告で可能であれば修正させる。 - 特にバイク競技においてアドバンテージを得た場合タイムペナルティを課す： - エイジ:30 秒を第 2 トランジション（ミドル＆ロング） - エイジ:15 秒を第 2 トランジション（ス タンダード） - エイジ:10 秒を第 2 トランジション（ス プリント） - エリート:30 秒ペナルティボックス（ミ ドル&ロング） - エリート:15 秒ペナルティボックス（ス タンダード） - エリート:10 秒ペナルティボックス（ス プリント&リレー）
10. レースナンバーが LOC から提供され、技術代表によって適切な方法での着用が指示され競技説明会で発表された場合に、提供されたままのレースナンバーを着用しないこと：	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合

11.明確に設置されたエイドステーションやゴミ捨て場所以外で、ゴミや用具をコース周辺に捨てた場合。	- ストップアンドゴー、改められるなら - されない場合、ランペナルティボックスにて - 30 秒タイムペナルティ(ミドル&ロング) - 15 秒タイムペナルティ(スタンダード) - 10 秒タイムペナルティ(スプリント)
12.アドバンテージを得たり、他人に危険となりえる 不正又は非許可用具を使用すること；	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
13.レースで特別に決められた交通規則を違反したとき;	- 非意図的：口頭警告で可能であれば修正させる。 - 意図的：失格(DSQ)
14. ITU 公認競技大会で、エリート、U23、ジュニア、 ユース選手やパラトライアスリートによる不自然、あるいは意図的な同着;	-失格(DSQ)
15.競技中や表彰時に、チェックイン時と異なるユニフォームを着用したとき	- 失格(DSQ)
16.競技中や表彰時に、競技規則に適合しないユニフ ォームを着用したとき	- 失格(DSQ)
17. いかなる類の政治的、宗教的又は人種的プロパガンダを誇示したとき	- 失格(DSQ)
18.偽名や年齢詐称での入力や宣誓供述書を偽造、ま たは虚偽の情報を与えるなどの不正行為；	-失格(DSQ)かつ ITU 仲裁裁判所に報告され資格 停止処分にされうる。
19.資格なしでの出場行為;	-失格(DSQ)かつ ITU 仲裁裁判所に報告され資格 停止処分にされうる。
20. ITU ルールに対する度重なる違反行為;	- 失格(DSQ)かつ ITU 仲裁裁判所に報告され資格 停止処分にされうる。
21 薬物の濫用;	-罰則は WADA 規程に準じて適用される。
22.スポーツマン精神に反する異常かつ暴力的な行為;	- 追放
23.上半身裸で競技する；	- ストップアンドゴー, 改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
24.不適切な露出行為	-ストップアンドゴー, 改められるなら -DSQ(失格)、改められない場合

25.アウトサイド・アシスタンス（外部支援） 他の選手に、バイク本体、フレーム、ホイル、ヘ ルメット、バイクシューズ、ランニングシュー ズ、及びレースを続行するための他の用具を与 え、結果として競技を続行可能せしめた場合	両方の選手が失格(DSQ)
26.外部の車両や物体から不当なアドバンテージを得ようと試みること	DSQ(失格)
27.全裸または不適切な露出行為；	DSQ(失格)

28 停まらなければならない次のペナルティボックスで停止しなかった場合；	- DSQ(失格)
29. Displaying any kind of demonstration of political, religious or racial propaganda. いかなる類の政治的、宗教的又は人種的プロパガンダを誇示したとき	- Stop and go, once corrected - If not: DSQ ストップアンドゴー, 改められるなら DSQ(失格)、改められない場合
30.他の競技が進行中のコースでウォーミングアップを行うこと；	- 警告と是正 - 改めない場合、DSQ(失格)
31 資格停止処分中の競技参加	-失格(DSQ)かつ ITU 仲裁裁判所に報告され資格停止 処分延長か追放。
32.表彰式でのアンブッシュマーケティング行為	-当該競技大会での獲得賞金を没収

競技説明会	
違反事例	**罰則**
33. TD に通知することなく、競技説明会を欠席した 場合;	- TD に通知せず、説明会に出席しなかった 選手は、今大会のスタートリストから削除され、かつ今後 30 日間競技大会の全てのスタートリスト及びウエイティングリストから削除される。
34.競技説明会開始後に入室した選手あるいは TD に欠席する旨を伝えた選手	-スタート前の整列において、プレスタート ライン列の最後に順序変更
35. ワールドカップまたはワールドトライアスロンシリーズの競技説明会に、同一シーズンに 3 回以上欠席している選手は、TD に連絡していたか否か に係らず、	-その後の大会の競技説明会に欠席する度に 失格（DSQ）。

スタート	
違反事例	**罰則**

36.スターターの合図の前にスタート；	第一トランジションにてタイムペナルティ 30 秒(ミドル&ロング) 15 秒(スタンダード) 10 秒(スプリント)
37.入水するまで前進しない	-第一トランジションにてタイムペナルティ -30 秒(ミドル&ロング) -15 秒(スタンダード) -10 秒(スプリント)
38.一度選択したスタート位置を変更する;	- 警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
39.複数のスタート位置を確保する;	- DSQ(失格)

スイム	
違反事例	**罰則**
40.ウェットスーツ禁止レースで、肩から下の腕及び / または、膝から下の脚の一部でも衣類でおお う。	- 警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)

トランジション	
違反事例	**罰則**
41.自分の定められた場 所以外に、また他の 選手の進行を妨げるようにバイクをラッ クに不適切に置く。	- レース前、警告と是正 - レース中 - エイジ:ストップアンドゴー、修正されれば - エリート:30 秒ペナルティボックス(ミドル&ロング) - エリート:15 秒ペナルティボックス(スタンダード) - エリート:10 秒ペナルティボックス(スプリント&リレー)
42.最初の競技が完了す る前に、第 1 トラン ジションにてヘルメットのストラップを 締めておくこと。	- エイジ:TO がストラップを外す。 - エリート:TO がストラップを外し、T1 にてタイムペナルティ - 30 秒（ミドル&ロング） - 15 秒（スタンダード） - 10 秒（スプリント）

43.トランジションエリアで、バイクを押している際ヘルメットのストラップを緩める行為又は締め方 が不十分である;	- エイジ: ストップアンドゴー、改められるなら - エリート:30 秒ペナルティボックス（ミドル&ロング） - エリート:15 秒ペナルティボックス（スタンダード） - エリート:10 秒ペナルティボックス（スプリント）
44.マウントラインの手前での乗車;	- エイジ:ストップアンドゴー、修正されれば - エリート:30 秒ペナルティボックス(ミドル&ロング) - エリート:15 秒ペナルティボックス(スタンダード) - エリート:10 秒ペナルティボックス(スプリント&リレー)
45.ディスマウントラインを過ぎて降車;	- エイジ:ストップアンドゴー、修正されれば - エリート:30 秒ペナルティボックス(ミドル&ロング) - エリート:15 秒ペナルティボックス(スタンダード) - エリート:10 秒ペナルティボックス(スプリント&リレー)
46.指定エリア外に選手用具を投棄もしくは 設置；	- ストップアンドゴー、修正されれば - エリート:30 秒ペナルティボックス(ミドル&ロング) - エリート:15 秒ペナルティボックス(スタンダード) - エリート:10 秒ペナルティボックス(スプリント&リレー)
47.トランジションにおいて目印としてマー キングすること	- 警告と是正 - 改めない場合、マーキングとその為に使用された物体は除去され当該選手には通知されない。

バイク	
違反事例	**罰則**
48.バイクコース試走及び/又は公式バイク練習時のヘルメット未装着：	- その練習から除外される
49.バイク競技中に、バイクなしで前に進む;	ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
50.スプリントディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為;	1 回目の違反：次のペナルティボックスで 1 分間 - 2 回目の違反：DSQ(失格)
51.スタンダードディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為;	1 回目の違反：次のペナルティボックスで 2 分間 - 2 回目の違反：DSQ(失格)
52.ミドル又はロングディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為;	1、2 回目の違反：次のペナルティボックスで 各々5 分間 - 3 回目の違反：DSQ(失格)

53.ドラフティング許可レースにおいて異なる性別の選手に対するドラフティング行為	- 1 回目の違反：口頭警告 - 2 回目の違反:：DSQ(失格)
54.ドラフティング禁止レースにおけるブロッキング	- 次のペナルティボックスで ストップアンドゴー
55.バイク競技中に、ヘルメットのストラップを緩める行為又は締め方が不十分である;	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
56.停止中であっても、バイクコースにおいてヘルメットを脱ぐこと；	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
57.バイク競技中にヘルメットを身に着けない；	- DSQ(失格)
58.チェックイン時に持ち込んだ又はチェックインで許可を得た後に改造したバイクで競技に参加する	- DSQ(失格)

ラン＆スキー	
違反事例	**罰則**
59.ラン競技における這う行為;	- DSQ(失格)
60.周回遅れとなった選手が先行選手と並走すること（エリート、 U23、ジュニア、ユース選手やパラトライアスリートに適用する）	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
61.ヘルメットを着用してのランまたは スキー;	- ストップアンドゴー、改められるなら - DSQ(失格)、改められない場合
62.柱、木、他の固定物を利用してカーブ地点を曲がること;	- エリート:30 秒ペナルティボックス(ミドル&ロング) - エリート:15 秒ペナルティボックス(スタンダード) - エリート:10 秒ペナルティボックス(スプリント&リ レー)

チームリレー関連	
違反事例	**罰則**

63.チームリレーで、交代ゾーンの外での交代;	- 10 秒のタイムペナルティ
64.チームリレーの交代が未完了もしくは意図的に交代ゾーンの外での交代	- DSQ(失格)

パラトライアスロン関連	
違反事例	**罰則**
65.スタンダード及びより短い競技でのエイジ又はパラトライアスリート部門での累積 2 回のペナルティ。	- DSQ(失格)
66.ミドル・ロングディスタンス競技のエイジ又は パラトライアスリート部門での累積 3 回のペナルティ。	- DSQ(失格)
67.カテーテルまたは他の尿路変更機器具を利用するパラトライアスリートが、トレーニング、競 技、クラシフィケーション時に液を流出させ た。	- 警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
68.正規の規格でない用具をパラトライアスロン大会で使用したパラトライアスリート	- レース前、警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
69.規定の時間内に「暫定」、「再検討」や「確 定」のステータスを受けていないパラトライアスリート	- DSQ(失格)
70.正式承認されていない義肢や特別補助用具を着用または使用したパラトライアスリート	- レース前、警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
71.保護されない鋭い物体、ねじ、義肢ライナーや 人に危害を与える義肢を使用するパラトライアスリート	- DSQ(失格)
72.パラトライアスロン・クラシフィケーション手続きで競技しないパラトライアスリート	- 警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
73.パラトライアスロン・クラシフィケーション手続きで区分無しと評価されたアスリート	- スタートリストから削除
74.パラトライアスロン競技に資格がないアスリート	- スタートリストから削除

75.予定されたクラシフィケーション・セッション に出席できなかったパラトライアスリート	- 合理的な説明があれば：2 度目のチ ャンスを与える - なければ：DSQ(失格)
76. 意図的に技量や能力を不正確に伝えたパラトライアスリート	意図的に技量や能力を不正確に伝えた日から、最少 2 年間、そのパラトライアスリートがその後の評価を受けることを許可しない - パラトライアスリートに割り当てられたあらゆるカテゴリーやステータスをクラシフィケーション・マスターリストから削除する; クラシフィケーション・マスターリストで当該のパラトライアスリートを IM（意図的な虚偽の陳述）と指定する； - 2 回目の違反：あらゆる ITU 競技大会からの生涯追放。
77.競技説明会で登録していないガイドとパーソナルハンドラー	- 競技エリアへのアクセス権を保持できない
78LOC か ITU が発行する特別な資格証を持参していないパーソナルハンドラー	- 警告と是正 - 改めない場合：ハンドラーが受け持 つパラトライアスリートが DSQ(失 格)
79.登録したパーソナルハンドラーより多くのパーソナルハンドラーの援助を受けたパラトライアスリート	- DSQ(失格)
80.選手を前進させる、パーソナルハンドラーのあ らゆる行為	-ハンドラーが受け持つパラトライアスリートが DSQ(失格)
81.競技中に、選手のトランジションやホィールス テーション以外でパラトライアスリートのバイ クを修理したパーソナルハンドラー	- DSQ(失格)
82.パラトライアスリートの未登録の用具をプレトランジションエリアに置いた場合。	- レース前：警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
83. PT2,PT3,PT4 及び PT5 のパーソナルハンドラーが、プレトランジションエリア内にいた場合	- レース前：警告と是正 - 改めない場合：ハンドラーが受け持 つパラトライアスリートが DSQ(失格)
84. PT1 パラトライアスリートが自分の割り当て場所以外でトランジションを行う	- ランペナルティボックスにてタイムペナルティ

85.プレトランジションエリアから出た際に用具を置きっぱなしにしたパラトライアスリート	- 警告と是正 - 改めない場合：ランペナルティボックスにてタイムペナルティ
86. PT5 選手のガイドが必要条件を満たしていない場合	- DSQ(失格)
87.スイムやラン競技中に、PT5 選手がガイドとつながれてない場合	- レース前：警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
88.スイム競技中に PT5 選手がペース配分されたり、ガイドから 1.5m 以上離れた場合	- 10 秒タイムペナルティ、T1 にて - 2 回目の違反：DSQ(失格)
89.ラン競技中に、PT5 選手でガイドにペース配分をされたり、先導されたり、ガイドから 0.5m 以上離れた場合	- 1 回目の違反：次のペナルティボックスで 10 秒タイムペナルティ - 2 回目の違反：DSQ(失格)
90.PT5 選手が、ガイドに引張られたり押された場合	- DSQ(失格)
91. PT5 選手のフィニッシュの際に並走又は背後にいるべきガイドとの距離が 0.5m の最大分離距離より離れていた場合	- DSQ(失格)
92.パラトライアスリートが、ガイドドッグ（盲導犬）と競技エリアに入った場合	- レース前：警告と是正 - 改めない場合：DSQ(失格)
93. PT5 B1 選手がラン競技の際、完全遮光グラスをしていなかった場合	- DSQ(失格)

（以上、翻訳主要部分より抜粋）